

JICA 環境社会配慮ガイドライン第一回改定委員会議題

平成十四年十二月三日（火曜日）

午後二時開議

国際協力事業団 11ABCD 会議室

出席委員（敬称省略）

委員長	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境 2 班課長
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長
委員	石井 哲也	外務省経済協力局開発協力課長
委員	小原 雅博	外務省経済協力局無償資金協力課長
委員	木下 良智	農林水産省総合食料局国際協力課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課長
委員	伊藤 松博	国土交通省総合政策局国際協力課長
委員	小川 晃範	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長
	松浦 正三	国際協力事業団 無償部長
	岡崎 有二	国際協力事業団 社会開発調査部長
	西牧 隆壮	国際協力事業団 農林水産開発調査部長

欠席委員

委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
----	-------	-----------------

- ◇-----
- **事務局 鈴木（以下鈴木）** JICA 環境社会配慮ガイドライン第一回の改定委員会を開催させて頂きたいと思います。委員の方まだ遅れている方がいらっしゃいますけれども、先に開始させて頂きたいと思います。まず本日のガイドラインの改定委員会の開催にあたりまして、JICA 担当部部長深田からご挨拶をさせて頂きたいと思います。よろしくお願い致します。
 - **事務局 深田（以下深田）** 皆様今日はお忙しい中ご出席いただきまして、どうもありがとうございます。JICA の企画・評価部長をしております深田でございます。座ってちょっと挨拶させて頂きます。中身の議論の方に出来るだけ時間を割いて頂きたいと思っておりますので、簡単に一言だけご挨拶をさせて頂きますが、ご案内のとおり JICA ではすでに 1990 年から 94 年にかけて、環境配慮ガイドラインということで開発調査を対象にガイドラインを策定しておるわけでございますが、その後この 10 年間世の中世界中の援助を取り巻く環境も、非常にグローバルな観点から地球環境問題等に、より国民の関心も高まり、私ども援助する側にとりましても今まで 90 年のガイドラインというのは、どちらかというドナーというサイドからきちっと援助をする際にチェックするポイントという事で作った訳ですけれども、その後この 10 年の間に、より援助を受け取る側、途上国サイドに立って、特にこの 10 年において途上国サイドにおいても住民市民の意識の高まり等もあって、援助を実施する際に単に相手国政府との関係で相談をして決めるというより、更に援助を実施するにあたり、特に環境と大いに関係のある、ダムとか道路とかあるいはその他の色々なインフラ関係、あるいは技術協力も含めてそういう援助をする時によりその途上国の経済社会状況を踏まえながら、きめ細かい対応をしていかなきゃいかん、とこういうこのような世の中の援助を取り巻くニーズも高まってまいりまして、昨今国内においても、JBIC さんの方が有償資金協力に関する環境ガイドラインを策定されたという事もあり、JICA の実施しております技術協力それから外務省が実施し JICA が実施促進を受け持っております無償資金協力を含めて、環境に関するガイドラインの策定をしろと、するべきだという意見が高まりまして、それでこういう形で専門の方々にお集まり頂いて委員会を発足させて頂きまして、2003 年の 3 月にかけてご議論頂き、それを今度の改定作業に反映させて頂きたいと、かように思っております。今回は特にそういう事で社会的な視点、途上国側の色々な経済社会的な観点からも我々が援助を実施する際に念頭に置く必要があるということで、環境社会配慮ガイドラインということで、対象につきましてもこれまでの開発調査のみならず、技術協力それから無償資金協力も対象に含めたガイドラインということで作業を進めてまいりたいと思います。それで今回は、國島先生に委員長をお引き受け頂き、お集まりの皆様方にも委員を引き受けて頂きまして、大変お忙しいところ恐縮でございますが、そういうような世の中で、援助を取り巻く状況にあり、また我々も来年 10 月独立行政法人として新たな JICA としての活動を始めるにあたって、やはり環境の分野でもう一

度きちっとガイドラインを策定し直したいと、こういう事で皆様お忙しいところ、これから3月にかけて色々ご議論、作業をお願いするわけですが、どうか日本の援助の更なる中身の改善の為にもよろしくご議論頂きいいご提言を頂ければとかように思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

-----◇-----

- **鈴木** それではお手元にございます2番目の委員長のご挨拶をお願いしたいと思います。東京大学大学院新領域創成科学研究科教授の國島先生お願い致します。
- **國島委員長** 最初だけ立ってやります。只今ご紹介頂きました國島でございます。しばらく前にJICAの方からこの環境社会配慮ガイドラインの改定とについて、これからの21世紀のあり方についての、その内容についての委員会の委員長を引き受けてくれなにかと言われました。当然のことながら大変に難しく、一方で重要な事でもありますので随分考えました。私の今、3年半ほど前に新しく出来ました、大学院大学の、お手元の名簿にも書いてある、東京大学大学院新領域創成科学研究科環境学専攻、さらにその後、国際環境基盤学専攻で、今深田さんがご挨拶でお話になったようなもろもろの問題を学融合と言いますか、色々な分野の研究と教育に携わる人間が集まって新しく作った、そういうところにおりますので、とにかく引き受ける方向で気持ちを固めるようになりました。その時に、私も今まで役目柄といいますか立場上、こういうような公的な事に関わる委員会の委員長をいくつか引き受けさせて頂いております。委員長を引き受けさせて頂くにあたりまして、いわゆる事務局の方に条件を出しています。その一、委員会の委員を誰にするか。それは私の委員長の最終的な専決事項である。2番目、予算の限度・範囲はあるとは言うものの、委員会活動をやるにあたって運営あるいは必要な調査研究に関わるようなこと、予算を含めた運営執行の最終的な権限は委員長にある。最終的にそれが活字、図面、表等とですね、成果品が当然必要なことが多いわけですが、成果品の内容については、私が納得できないものは一切載せない。この3つを、のんでいただけるのでしたら委員長を引き受けると申しました。今までこういう風に私が申し上げて、だいたい10回頼まれると、6回か7回ぐらいはそれなら結構ですと言って、それでおしまいだったのです。ここ10年ぐらいの平均値の話なのですが、今回はそれで結構ですというお返事を頂きましたので、大変難しい重要な事と承知しておりますし、私自身がこれについてスーパーマンのように100パーセント色々な事柄を承知しているわけではないと十分認識しておりますが、とにかく引き受けさせて頂くことに致しました。但し引き受けたからには精一杯やらさせていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。
- **鈴木** 國島先生、どうもありがとうございました。その次に委員の皆様方をご紹介させて頂きます。資料1ページをめくって頂きますと、設置要項という紙がございます。これに基づきまして、上から私の方でお名前を読み上げさせて頂きますので、代理出席の方もいらっしゃるかと思いますけれども、委員の皆様軽くご挨拶をして頂ければと思い

ますのでよろしくお願い致します。今ご紹介申し上げましたが、委員長は國島先生でございます。次に委員として東京工業大学総合理工学研究科教授、原科先生よろしくお願い致します。広島修道大学人・・・原科先生どうぞ一言。

- **原科委員** 用務の関係で遅れましたが、今到着したばかりで様子がわからなかったのですが、名簿かなにか順番に今ご紹介いただいているのですね。私の自己紹介する時間があったいなと思いますので、一応このようなものを持ってきました。新聞で紹介されたもので、「クローズアップひと」って書いてあります。ポイントを言いますと、環境アセスメントの本質は意思決定過程透明化ということ。これは私の信条でございます。このことを書いてございますので、ちょっと皆様ひとつ・・・
- **國島委員長** ありがとうございます。あとで議論の進め方のところでご紹介致しますが、今日は初めての委員会ですので、あとで委員の方々には全員必ず同じ時間平等に、皆様のご意見なりご意向をご披露頂く時間を十分に取るようにしておりますので、今はお名前のご紹介だけでお進め頂ければと思います。
- **鈴木** はい、かしこまりました。
- **國島委員長** 大変失礼で申し訳ございません。
- **鈴木** はい。ではお名前のご紹介だけさせていただきます。広島修道大学人間環境学部教授 森嶋先生。
- **森嶋委員** よろしくお願い致します。
- **鈴木** よろしくお願い致します。拓殖大学国際開発学部教授 吉田先生。
- **吉田委員** よろしくお願い致します。
- **鈴木** その次でございます、早稲田大学理工学部複合領域教授の村山先生は本日ご欠席でございますので、本日はとばさせていただきます。次に国際協力銀行環境審査室環境2班課長 澤井様。よろしくお願い致します。アジア経済研究所主任研究員 作本様。よろしくお願い致します。社団法人海外環境協力センター専務理事 片山様。よろしくお願い致します。日本国際ボランティアセンター 高橋様。よろしくお願い致します。APECモニターNGO ネットワーク 川村様。環境・持続社会研究センター 石田様。フィリピン情報センター 西井様。よろしくお願い致します。外務省経済協力局技術協力課長 沼田様。外務省経済協力局開発協力課長 石井様。今日は代理で・・・よろしくお願い致します。外務省経済協力局無償資金協力課長 小原様。今日は代理でございます。
- **代理** 代理で参りました。
- **鈴木** 農林水産省総合食料局国際協力課長 木下様。経済産業省貿易経済協力局技術協力課長 櫻井様。
- **代理** 課長遅れておまして、代理で参りました。後程参ります。
- **鈴木** 国土交通省総合政策局国際建設課長 藤森様。国土交通省総合政策局国際協力課長 伊藤様。環境省地球環境局環境協力室長 小川様。国際協力事業団国際協力専門員

田中様。以上のメンバーが委員でございます。このあと先生の方に議事をお預けしたいと思っております。私ども事務局の方、簡単に名前だけ申し上げたいと思っております。只今ご紹介致しました、企画・評価部長の深田でございます。同じく企画・評価部次長の富本でございます。私、本件ガイドラインを担当しております、企画・評価部環境女性課長鈴木でございます。よろしくお願い致します。あと事務局のほうで同じ環境女性課の課長代理の上條でございます。それでは先生、議事の方をお預けしたいと思っております。よろしくお願い致します。

-----◇-----

- **國島委員長** それでは議事に入ります前に、議論の進め方と書いてあります、まずこの1ページの本日の議題という紙を見て頂きたいのですが、今までに委員の仕事ではなく、これからの議論の進め方につきまして、今日どうするかという話と今後の全体的な方向性という話と2つについて委員長の考えておりますことを申し上げまして、事務局の方に補足して頂いて、皆様が何かご意見があれば承りたいと思っております。今日の進め方なのですが、初めての第一回の会議ですので、ここに書いてあります1、2、3、4、5、6、7、8、9までの、一応事務局方で作ってきました諸々のことにつきまして、一応ご説明を順次一定の時間でして頂きます。この9番のJICAの基本的な考え方の説明というところの説明が終わるまでに、だいたい3時15分から3時半くらいにそれを終わらせていただくと、残り90分以上をとって、この9番までとにかくその説明を、若干の質疑応答しながら終わりましたあとに、本日委員としてご出席して頂いております全員にお一人3分以内で、勿論特にございませぬようでしたら、途中でやめていただく、あるいは一言もないということでもその場合はパスということで、とばして頂いて順番に。そうすれば約30分位残りますので、その間に委員の間の相互の、今ご意見を披露して頂いたことについては、質疑応答や、意見を言って頂きたい。場合によっては今回会議は原則公開ということにしておりますので、オブザーバーとしてお見えになった方々から、黙って聞いて帰るのもちょっと申し訳なく、面白くないでしょうから、時間の許す範囲で、ご発言頂く時間も是非取りたいと思っております。委員会は3時間ということですので、5時には閉会するというので進めさせて頂きたいと思っております。それでは今日の第一回の全体的な骨組みであります、この委員会全体の進め方につきましては、先程申しました、1つはこの本委員会につきましては、私が判断したのですが、とにかくオブザーバーの方も入れて原則公開にして頂く。委員会は限られた時間ですので、JICAの案件ですから、JICAの事務局のほうから色々な資料等ご説明いただき、それについて委員の方から色々ご意見やご提案をいただくということで進めていただき、なるべく今申し上げましたように各回とも各委員の方のご意見を均等にいただくように、委員長としてストップウォッチを持っておりますので、お一人の方がたくさん発言なさるのではなく、出来るだけ平等に伺いたいと思っております。同時にオブザーバーの方もこの場にきていただいて、先程も言いましたように、出来るだけ委員長としては色々

なご意見を述べる機会は配慮したいとは思いますが、そうは言っても多分この議論を本気で始めれば10時間やっても20時間やっても50時間やっても、終わった感じにならないかもしれない。大変重要な問題ですので、今の情報の近代兵器といいますか、インターネットを使った、パブリックコメントを、この委員会の議事内容を公開し、この場以外のところで自由にアクセスするように、ご意見を集約するようなシステムを作りたいと思っております。それにあたりまして、先程委員長としてJICAにお願いいたしましたことは、多分今までも、例えば三重県の北川知事から始まって、こういう公的事の審議を公開することは、なされた例はいくつかある、あるいは今日これを拝見致しますと、これの前段の一部にあたるような研究会でも非常にオープンにおやりになったそうですが、それはそれで大いに結構なのですが、その議論あるいは意見を、議事録という形で記録に残す、或いはお互いの認識を共有化するという、私自身昔から公的な議論を色々な立場の人の方を、色々な難しい問題に集まってきたのを何とかうまく構造化して、みんなが論理の流れだとか明快にわかるようなシステムを研究してきましたが、是非開発したいと思っておりますが、ごく最近にそれがある範囲で一定の完成レベルに達したと私は思っておりますので、それを皆様の本日頂いたご議論、それから本日の議事録・会議録に基づきましたパブリックコメント等で、頂いた議論を、それに一回のせて全体の議論の構図をみなさんに見せながら、共有し進めたいというふうに思っております。これについては、何か夢みたいな嘘みたいな話と思われるかもしれませんが、とにかく今日の会議が終わって約10日後に今私が申し上げました物の現物を、多分みなさんにお見せできると思っておりますので、それをご覧頂いて「これは何かおかしいぞ」とか「これは不十分だ」とかございましたら、それはまたその時に何か考えたいと思います。ただ、もう一回申しますと、議論は全部透明で公開して、それから色々な立場のあらゆる意見をきちんと公平且つ平等に全体の議論の中に取り込みながら進めていきたいというのが、私の、委員長としての基本的な考え方なのですが、事務局で何か追加することございますか？

- **鈴木** 特にございませませんが、議事録はホームページ上記名で載せさせて頂くということになりますので、それだけ一言申し上げておきたいと思っております。
- **國島委員長** どういう方が、どのような事という事が分かるのですか？
- **鈴木** はい、どなたがどういうご発言をされたかというのは載せたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。
- **石田委員** すみません、今日の進め方に関しまして皆さんのお時間内ということで、効果的に進められたいということと、参加されている皆さんになるべく等分の発言の機会をお与えになられたいということの主旨はよく理解できました。ですが、今日は第一回目ですので、今後どういうふうに行っていくかということに関して十分に議論を行っていくというのが一番重要だと思っております。そういった意味で、NGOの間でペーパーの方を用意させて頂いております。今日の時間配分に関しまして、出来れば議論の進め

方4というところにまず十分に議論の時間をとって頂きたいと思います。最後に各自3分、9番まで行って各自最後3分という形ではなく、今後の議論の進め方に関しまして、今議論をさせて、もしよろしければNGOの方から懸念点等発表させて頂きたいのですが。

- **國島委員長** 私が今申し上げました方針の内容について何か問題がある、それとも何か不十分な部分的な補完すべきことがあるということですか？
- **石田委員** いえ、今日の進め方に関しまして、今私の理解が正しければ、9番まで進められまして最後に各自意見がある方は一人3分という範囲内で話をされるという様に理解したのですけれども。
- **國島委員長** おっしゃるとおりです。
- **石田委員** それですと、4番の議論の進め方にどの程度時間を割かれるかというのが、私の方で理解できませんでした。
- **國島委員長** ここはもう今私が方針、大方針を説明して、今のような質疑応答をしていただいた後は、色々今日初めて色々な立場の方が、委員に来て頂いて、例えば石田さんなんか今までのいきさつや何かも非常によくご存知で色々なご意見をお持ちだと思いますが、必ずしも石田さんほどではない方もいらっしゃいますので、全体的な具体的な内容を先に少し共通に、全部に共通的とは言えないですけれども、ある程度の知識レベルを揃えてから、今後の議論の進め方も含めて全体をやりようと思っております。
- **石田委員** なるほど。では、9番の後に今議論の今後の進め方を・・・
- **國島委員長** 勿論です。失礼致しました。私の言葉足らずで・・・
- **石田委員** わかりました。
- **國島委員長** 9番以降ですね、皆さんに3分ずつ、まず委員の方にお時間を差し上げるのは、何も9番の事を申して頂いても結構ですが、何でも結構です、要するに。まず第一回ですので、1番から9番まで全ての事について皆さんそれぞれ、多分重要だと思っていられる事が、それぞれのお立場や考え方で違うと思いますので、順番にご披露して頂いて、意思をこすり合わせてみたいというのが委員長の一回目の思いでございます。
- **川村委員** 1点だけ。その3分ということなのですけれども、議論の中身に応じて若干フレキシブルにご考慮頂ければと。
- **國島委員長** 一切致しません。どの立場の方でも3分以内で、とにかくまたもう一回必要なら追加の分の時間を取るように致しますので。
- **川村委員** すみません。その根拠は・・・
- **國島委員長** 一回の発言は3分以内にして頂くという事でお願い致します。
- **石田委員** それに関しまして、すみません。すでに議論がぐちゃぐちゃになって申し訳ないのですけれども、一人話す時間が3分かどうかに関しましても、これはある種民主的なプロセスでここの委員の皆様、ここに参加されている方で話し合って決めること

ではないかと思います。

- **國島委員長** ですから、試しに一回やって頂いて、問題があるようでしたら、2回目以降でやるということで進めさせて頂きたいと思います。私も今までこういうのにいました場合にも、例えば事務局側が非常に長く説明だけして、せっかく様々な立場の委員の方が来て頂いてもその場で色々なご意見を披露する場が非常に少なかったり、あるいは色々な立場があった時に、ある立場の方が非常に長く発言され、時間の終わりの制限がある為に、議論のバランスが欠けたような形になるということ、垣間見ることが度々ございましたので、私が委員長を仰せつかった場合には、そのような事がないようにとやらせて頂きたい。試しに一回やってみて、何か調子が悪いようでしたらまた遠慮なく言っていただければ直したいと思います。ということで、議論の進め方は、ここはここで一旦一区切りして、後程の全体討論の時にまたあればまた改めて議題にしたいと思いません。
- **原科委員** 原科ですが、今おっしゃった事は要するに、4、5、6、7、8、9という番号の資料をご説明頂いて、その上で議論の進め方に関する議論するという事で・・・
- **國島委員長** ……ということで結構です。4、5、6、7、8、9全般について皆さん意見を・・・ですから、意見を出す意義は、その議論をご意見頂くときに、この件についてもっと徹底的に議題に挙げるべきだと言っていたのであれば、それは・・・
- **原科委員** いえ、私はこういうケース随分やってきましたので、今も進行中なので申し上げますけれど、やはり議論の進めはとても大事なのですね。これをきちっとやっておかないと、後でおかしなことになってしまうので。
- **國島委員長** おっしゃるとおりです。
- **原科委員** 色々なことをごちゃ混ぜにしちゃうと、まとまる結論が出ない。それは大変懸念します。私は、5、6、7、8、9をお聞きして基本的な情報をまず共用した上で、4番の議論の進め方を行いましょうということであれば私は理解出来ますが。この段階で色々な意見を出してしまうと、今日はもう意見を言うだけで終わってしまっ、なかなかまとめが出てこないと思います。それも回数かけるという考えであれば、また次回議論進め方を決めればいいのですが。
- **國島委員長** おっしゃるとおりです。
- **原科委員** そのような感じがしましたので。できるだけ議論の進め方というところで、お願いしたいと思います。
- **國島委員長** 私は今回の委員会の大事なことは、一番最後の結論がどうだったかということも大事だと思うのですが、それに至るプロセスが、どうであったかという事が極めて、いやひょっとすると、そちらの方が大事かもしれないという風に私は認識しております。私なりにそこを担保する為に色々違った意見がおりだと思っておりますが、今のようにならぬみんなの意見を最初は聞くという形で進めていきたい。ですから今の3分ルールを、その後何回かの委員会に全部やるかどうか、それは全然そんなことは考えてお

りません。今日だけは最初という事で、特に意識しています。

- **原科委員** 一回の発言に3分程度というのは私も必要だと思います。ただ、ものによっては長くなる場合もありますから、配慮して頂ければと思います。
- **國島委員長** はい、原則ですから。
- **原科委員** はい、私もそういう点はわかります。
- **國島委員長** それでは4番はこういうことで、5番、6番、7番、8番、9番は、説明をしていただいて少し質疑応答をするということにしておりますが、先程も言いましたように、是非皆様に順番に聞く時間をあと1時間、1時間50分くらい取りたいのです。一応事務局の方にはですね、5番の説明を10分以内、6番も10分以内、7番5分以内、8番5分以内、9番10分以内というように頼んでおります。それを含みおき頂きまして、順番に9番までのとにかく一回説明して、何かご質問がございましたら、逐一皆様のご質問をお聞きするように致しますが、それが全部終わりましたところで、どのような話題でも結構ですから、皆様からその後意見を是非とも聞きたいと思っております。まず、5番 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定云々という説明について事務局の方からお願い致します。

-----◇-----

- **鈴木** それでは、私の方からご説明させて頂きます。10分厳守したいと思います。資料1、1枚めくって頂きまして、それに基づきましてご説明させて頂きます。まず、JICAの環境社会配慮ガイドライン、まずなぜ改定するかというところの経緯でございますが、これは先程深田の方も申し上げましたけれども、若干触れております。まず JICA 自身のガイドラインの検討の経緯としましては、1988年に分野別の援助研究会として環境を取り上げました。その際に環境アセスメントの実施というものの重要性が提言されまして、その提言に基づき1990年、ちょうど12年前になりますが、以降94年3月まで開発調査の主に事前調査段階を対象としまして、20セクターについての「環境配慮ガイドライン」を作成致しました。このガイドラインに基づきまして、初期環境調査や環境影響評価に対する支援調査を行う他、環境影響団員といったものを調査団の中に配置致しまして、環境配慮というものに強化に取り組んで参りました。その後、環境問題を取り巻く、特に社会的配慮等を含めまして、状況の変化によって、新たな環境協力に関する方針を打ち出す必要性が高まったということで、99年10月に第二次環境分野援助研究会を設置致しました。これは環境アセスということだけでなく、環境分野全体に対してどのように JICA は協力すべきかということを検討した研究会でございます。この中で環境配慮ガイドラインとの関係においては、情報公開、環境対処能力の向上、JICA 事業の改善等が提言されました。これが、今回の改定に至った背景でございます。これを元にガイドラインの改定を行うことと致しました。まず、検討方針でございます、3点そちらにあげております。日本の ODA 政策との整合性を図る。ここは ODA 大綱、ODA 中期政策との整合性を図ったものにするということでございます。2つめ、JICA

事業全般を対象とした基本方針、目的、手続き、情報公開等を明確化するということでございます。3点目、我々に先行して有償資金協力等につきまして作成されています、国際協力銀行（JBIC）ガイドライン等との整合性を確保する。この3点を検討方針としたいというふうに考えております。主な改定にあたっての検討内容を4点あげております。1点目が、技術協力案件検討時の環境社会レビュー。これは、協力実施前に案件選定の段階で、適切に環境社会レビューをしていこうということでございます。それから2点目。JICAがJBICさんとまた一つ違った特徴としてあげられますのが、技術協力という協力形態があることでございます。従いまして、環境アセスメント、途上国が環境アセスメントの能力が不足している場合に、そこにどう技術協力によって支援ができるのか、できないのかを含めてそこを検討していきたいと思っております。3点目。どう我々の得た情報、選定に関わるプロセスも含めての情報公開を行っていくかというのが3点目でございます。4点目。ガイドラインを運営するにあたりましては、JICAの中の実施体制を整備する必要があると考えております。こちらについても検討をしていきたいというふうに考えております。検討にあたりまして、改定委員会を設置させて頂きました。これが、この改定委員会でございます。改定委員会は公開し、オブザーバーの参加を認めるとともに、その結果を、ホームページを通じて公開し、一般の意見を広く求めるということにしております。スケジュールは、12月末までに基本的な考え方、基本方針といったものと、だいたいどんな構成になるかということを作成致しまして、来年の3月末までに成果品を完成させたいと考えております。めくって頂きまして、次に設置要項、この改定委員会の設置要項が案をつけておりますので、それをご説明したいと思います。設置目的につきましてはJICA環境社会配慮ガイドライン（仮称）と付けておりますが、関し専門的な見地から当事業団に対し必要な助言を行い、当ガイドラインの策定に貢献することが目的でございます。委員長以下の構成はそちらでございます。3点目の活動内容。1990年以降のJICA環境配慮ガイドラインの作成と、現在までの見直しの経緯、及び2002年4月の国際協力銀行の環境社会配慮ガイドラインとの調整を考慮に入れつつ、JICA事業全般を対象としたガイドラインの作成への助言を行うということ、この委員会の活動として整理させて頂いております。スケジュールは先程申し上げましたが、14年度末のガイドラインの作成を目指しまして、今日から3月まで5回程度というふうに我々は考えております。具体的な日程につきましては議論の進捗状況を踏まえまして随時決定していきたいと考えております。情報公開、先程も申し上げましたけれども改定委員会は公開し、オブザーバーの参加を求めます。かつ委員会をホームページを通じて結果を公表し、一般の方々の意見を広く求めたいと思えます。庶務は、私ども国際協力事業団企画・評価部環境・女性課で処理をするということにしております。以上でございます。

- **國島委員長** はい、ありがとうございます。ご質問がございましたらどうぞ。内容について。ご意見は後で伺うとして、議会でできないということでございます。よろしい

ですか。はい、どうぞ。

- **小川委員** 環境省小川でございます。2点ご質問させて頂きたいと思いますが、最初の検討方針のところ・・・
- **國島委員長** 何ページですか？何番目？
- **小川委員** 資料1です。ガイドライン改定についての検討方針についてですね、日本のODA政策との整合性を図るとなっておりまして、大綱と地域政策を具体的に言われましてけれども、外務省さんの方で大綱につきまして見直しをされるという意向を聞いておりますが、そうすると整合性を図るべきか、こちらの作業をしているうちに変わってしまうという心配があると思いますが、それについてどういうふうに取り扱われるかというのが一点です。それから次なのですが、設置要項につきまして、この委員会の最終の成果として何を考えられているのか、意見を言って助言をして、ただ聞きっぱなしという事では、非常に物足りないところがありますので、この検討会の委員の共通の見解として、報告書のようなものを最終的にまとめられるのかどうか、それについて伺いたいと思います。
- **國島委員長** 事務局の現時点の腹積もりはどのようなのですか。
- **事務局 富本（以下富本）** 企画・評価部の次長 富本でございます。第一点目のODA大綱、現在見直しの作業にかかりそうだという情報を得ております。そうであれば、そういった議論の過程、更には内容が固まれば、そういったものを参考にしながらということになると思います。現在のところ、どのような方向で改定されるかということについても、必ずしも十分に伺ってはおりませんので、そういったものをまず確認したいというふうに考えております。そういった新しい動きについても、十分こちらにめり込んでいただくという事を希望しております。
- **國島委員長** 今の件に関しては、委員長として、こちらはこうやってオープンにしているわけです。そちらも委員会か何かやられるのでしたら、そちらもオープンにしていただければ、おのずとお互いに情報が行き来してね、必要な情報が正式に共有できると思っております。ですから私どもの方が向こうで出来たものに対して、勿論気にはするのですが、そちらに無理して合わせるとか何とかいうことは、あまり私は考えておりません。お互いに情報を公開していけばそれでいいじゃないかと思っております。ただ時間的なタイムラグが勿論ございますので、それについての若干の配慮は必要じゃないかと思っております。2つ目は何でしたか。2つ目について・・・
- **鈴木** はい、本委員会の結果でございますけれども、報告書になると思いますが、そういったものに我々の方で作業させて頂きたいと思っております。報告書のような形にさせて頂いて、委員会の勿論議論が言いつ放しということであれば、何の為の委員会かわかりませんので、委員会で頂いたご提言を踏まえながら、ガイドラインを我々の方で作っていくという形になると思いますし、そこは特にこの委員会でスタンプを押していただくという事ではないと思っておりますけれども、今の段階では是非頂いたご意見を踏まえた報告書

を作って頂き、それをベースに我々の方でガイドラインを作成するというふうに考えております。

- **國島委員長** はい。今の件につきましても、現時点で委員長としては、最終的な形と内容については、本日いらっしゃる委員の皆様、これから先程も申しましたが色々なその情報を公開したというようなパブリックコメント等々について、今から時間がございしますので、出来るだけ斟酌したいと思っております。先程冒頭でも申しましたように、どうしても何も出そうもないと私が思ったならそれは出しません。出すべきである、こういうものであるという事であれば、それは勿論委員の皆様の見解を十分お聞きするつもりですが、何らかの形で出したいというふうに、そう思っております。何かお返事になったかどうかよくわかりませんが、はい、どうぞ。
- **原科委員** 今のちょっとご発言で気になります。1つはそういう ODA 政策が変わりうるのであれば、スケジュール的に来年の3月までという慌てたスケジュールの必要があるかどうかまず大きな疑問があります。この種の重要な案件に関しましては、4、5回の検討で、結論を出すのは大変難しいですね。今日オブザーバーの方が沢山来ておられまして、大変社会的な関心も高いわけです。これを3月までまとめてしまうというのはどうかなと思います。このスケジュールで完成させる予定と書いておられますが、むしろ来年度の前半くらいまで最初から時間を取っておいて対応するという事ではないと、私はまともな結果は出ないと思います。それから2つ目は、成果物は当然報告書という形で公表すべきだと思いますし、そのようにお答え頂きましたが、ただ最後に委員長自身のご判断によって出さない事もあり得るとおっしゃいました。ただ委員長のご判断で出さないという事はいかなるものかだと思います。と申しますのは、このようなメンバー構成の委員長の役割は議長を司るわけですから、議長役だと思っております。ですから、むしろ委員長という表現ではなく議長と言っていた方がいいと思います。ですから委員長が判断して出さないというのは大きな問題で、その場合私は辞任させていただきます。これはみなさんの合意で決めると思っておりましたので、今のご発言はちょっといかなるものかだと思います。
- **國島委員長** すみません、ちょっと言葉が足りませんでした。最終的には今原科先生がおっしゃったように、皆様方の合意に基づいてですね、事を出来るだけ決めるように致しますが、冒頭も申しましたように、なかなか難しい問題で、私としても私なりに精一杯努力してやりたいという事なので、その時はその時になったら考えるということです。どうぞ。
- **川村委員** 簡単な質問です。成果物とされているのは、ガイドラインではなくて、この報告書と考えていい訳ですね。ということはそのガイドラインはその後で、案を作られると、そういう理解でよろしいですね。
- **鈴木** はい。我々の方は議論の進捗を見ながら作業を進めさせていただきますけれども、委員会の報告の結果を待って、ガイドラインの最終案という事にしたいと思っております。

- **國島委員長** はい、どうぞ。
- **伊藤委員** 質問で別件でございますが、今回の委員会、先程委員長がおっしゃいましたが、私初めてであり過去の経緯もわかってないので、今の場でなくてもいいのかもしれないのですけれども、経緯のところで説明頂いた中で、この委員会を設置し、何の問題を解決しようとしているのか、我々はこの委員会に与えられた問題が何であるかをはっきりさせておく必要がある。ですから特に具体的なレベルで、今まで JICA さんは色々ガイドラインを作ってやってこられました。おそらくこれに何か問題点が出てきたから、今改定をするという事になって、我々委員が集められたのだというふうに思いますので、その我々がこれからタックルしていくべき課題なり問題がいくつあって、主要のものは何であるかという事を、はっきりさせておいて頂ければありがたいというふうに思いました。
- **國島委員長** はい、今の件は、委員会自体のやるべき事の内容と、それからいわゆるガイドラインそのものの内容と両方に関わる事だと認識しておりますが、今のことは委員長（議長）、私としてよく認識しているつもりですので、今後当然議論に取り込みたいと思っております。
- **石田委員** 委員会の結果についてホームページを通じて公開とあるのですけれども、これはどのようなもの、議事録だと想定されますが、お聞かせ願いますか。
- **國島委員長** これは、先程私が冒頭に紹介させて頂きました、ソフトの名前は「CRANES（クレーンズ）」というのですけれども、今日の委員会が終わって10日後には、どんなものかと必ず石田さんの目に見ることが出来ますので、それをご覧になって頂けませんか。今言ったその公開して一般の意見を求めるという、来た意見も皆さんの意見も同様に、こうあるフォーマットで並べるようになっておりますので。
- **石田委員** 私の方で認識がよくわからないのですが、これは委員長が考えられているという事が JICA の・・・
- **國島委員長** いいえ、違います。私が引き受けた時に、情報公開されますと言われた時に、どうやるのですかと聞きますと、議事録等を公開し、ホームページ上で問題やパブリックコメントを取りますということでした。それだけだったら今までいくつか先進的にやられている事と同じですねというふうに伺いましたら、そうですとおっしゃったので、私自身はそれだけでは本当に色々な立場の方の意見がうまくはっきりと明瞭に必ずしも取り込めていないと、ずっと委員長として思っており、少し私なりに今迄より進んだ形で、色々な立場の意見を明解に取り込めるシステムを是非ともこの委員会に適用して頂きたいという事をお願いして、うんと言っていた状態です。
- **富本** 若干補足致しますと、ご質問の主旨と議事録の公開、これは記名入り縮合で入れます。「あー」とか「うー」とかはちょっと省略すると思いますが。今委員長がおっしゃったようなシステムで、外部からの意見もそこに取り入れられるようなシステムを作ろうと思っております。よろしいでしょうか。

- ◇-----
- **國島委員長** さて、少し先に行きましょう。次の資料6番、JICA 環境社会配慮の歴史的経緯と現状についての説明ということで、これも10分以内ということでお願いします。
 - **鈴木** それでは資料2と右方に書かれております、JICA 環境社会配慮の歴史的経緯と現状について、項目で整理しましたのでご説明致します。これに現状というところに、まさに我々が今後やるべきこの改定にあたって、検討すべきという事項がある程度ご理解頂けているのではないかとこのように考えております。1つ目が環境社会分野の取り組み体制でございます。ガイドライン導入以前も JICA 自身は事業特性に応じまして環境社会配慮を行ってまいりました。88年に第一次の、99年に第二次の環境分野援助研究会を設置し、環境協力への提言を行いました。また、97年と98年には、開発調査事業における環境配慮強化に向けて、これは内部の検討を行っております。取り組み体制としましては、専門家養成研修・職員研修等を通じまして人材養成を行っております。環境配慮ガイドライン、現在のガイドラインについてです。先程から繰り返し申し上げておりますが、90年の最初のガイドラインが「ダム建設計画に係る環境インパクト調査に関するガイドライン」というのを作成致しました。94年にかけて、開発調査の事前調査を対象に20セクターのガイドラインを導入致しました。ここで、スクリーニングやスコーピングの調査手法といったものを導入しております。情報公開の現状でございます。事前調査時と最終時の報告書を図書館で公開しております。ガイドラインの運用状況でございます。ガイドラインの運用については、先方政府に環境配慮に関する提言を行うことを含めて、各事業部が事業特性に応じて判断を行っております。JICA 自身が、これは後ほど出てくる部分でございますけれども、JICA 自身が環境アセスメントをする主体ではない、主体は先方政府という位置づけで環境配慮といったものをすべしといった提言を先方政府に、事業特性に応じましてこれまで行ってきたという点でございます。住民参加でございます。これは程度に差はあるものの、住民参加型案件を含んだ技術協力案件の特性に応じた対応を行っていると。これは特に90年以降ガイドラインを導入した際に住民参加の視点というのを盛り込んでまいりまして、その段階で必要な住民参加を行いつつ、案件を実際に実施しております。技術協力案件の形成については、事業部の判断により、調査団や専門家の派遣を通じて環境社会配慮の支援をしています。これは先方政府自身が環境社会配慮といったものに対しての、制度的あるいは能力的に不足すると思われた時には技術協力の手段を、冒頭に JICA として技術協力という特性があると申し上げましたが、そういった技術協力という手段を通じまして、調査団の派遣、具体的には専門家の派遣ということになりますが、先方政府に配慮を行うように支援を行っているとこのようにございます。次に、要請の検討でございます。これは途上国側から実施して欲しいという要請が参ります。その要請を検討するにあたりまして、事業部、これはそれぞれ社会開発、鉱工業、農業といった各事業部。地域部、JICA には

地域ごとの計画をみております地域部というのがございます。アジア1部、アジア2部、アフリカ中近東主部、中南米部と4つございますけれども、その地域部と必要に応じて、私ども環境女性課も検討を行っております。可能な限り、環境社会配慮をその段階で問題がないかどうかを検討しておりますが、そちらにもありますように、本来でしたら環境・女性課、私どもの課が、全要請の環境社会配慮面のチェックをしていかなければいけない事かと思われませんが、マンパワー的な問題から全要請の案件を実施するのは、体制的には不十分だと認識しております。次が、環境アセスメントへの支援という事で、統一的な分類基準はないものの、支援する内容については事業部がケースバイケースで判断し、行っている。どういう時に先方が実施する環境アセスメントを支援しているかという、統一的にこの場合はこうするといったような分類基準はございません。我々のほうで、またどういう内容で先方の環境アセスメントを支援するかといったものも、統一したスタンダードなものというものはございませんので、内容に応じて各事業の特性、社会開発であるとか農業であるとか、それぞれの事業の特性に応じて、ケースバイケースで見ながら必要な支援を行ってきているという状況でございます。フォローアップ調査。調査が終了したプロジェクトにつきまして、フォローアップ調査を実施しております。これは実際に、どのように我々の提言した環境社会配慮といったものが実施されているかについてのフォローアップを行っているという状況でございます。以上が歴史的経緯と現状でございますが、今申し上げましたように、我々の問題と申しますか、我々が今回是非ガイドライン改定にあたりまして、ご議論頂きたいし、改善してきたいと思っておりますのは、やはり20セクターの環境配慮ガイドラインは存在致します。主に調査開発部門を中心としたものでございますが、ございます。セクター全体を通じた統一的な考え方、統一的な手続き、統一的な理念といったものが、現在の我々JICAの方では保有しておりません。そういった意味で20セクター全体をカバーするような統一的な概念・考え方・手続き・情報公開のあり方・JICAとしての技術協力のあり方も含めて、そこを是非ご議論して頂きたいと思っておりますし、そこに必要な体制といったものがどうなのか、それも議論して頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

- **國島委員長** ありがとうございます。今のご説明で何かご質問はございませんでしょうか。どうぞ。
- **森嶋委員** ほぼ中ほどに特に書いてありますガイドライン運用状況の中に、最終的には各事業部が事業特性に応じて判断をしているということなのですが、最終的には、企画・評価部というのは最終案の判断に加わるのですか、加わっていないのでしょうか。そこら辺がちょっと気になるのですが。
- **鈴木** 我々の方で実際に環境配慮が必要なものが全案件かといいますと、それほど環境的にもインパクトを与えないものというのも当然ございますので、それはそういった意味で全ての案件に環境配慮のラインに入れるのかということとそうではないとは思いますが。

我々の方で必ず実施計画書は確認しておりますし、具体的にどういう方にスクリーニングやスコーピングを行っているのか、私ども環境女性課あるいは、国際協力専門員等、環境分野の専門を持たれた方々が実際の委員会等に参加したりして、そのあたりはフォローするといえますか、状況を確認するようにしております。ただ、絶対に事業部ごとにといいますのは、JICAの規定上絶対にこれは環境ガイドラインに沿って、当然ながら事業部も環境社会配慮が必要な案件というのはきちんとわかりますのでそこはやりますが、やらないと罰せられるとかそういった事はございません。そういった意味で事業部ごとにケースバイケースだという表現ぶりを取らざるを得ないということになります。

- **國島委員長** 森嶋委員、今の回答でよろしいですか。
- **森嶋委員** あえて追加質問しますと、最終判断をする時に環境を担当している人たちと事業部との意見が異なる場合があると予測するのですが、その時にはどのような最終的な決断を下されるのか具体的にお答え下さい。
- **富本** 私、事業部の経験もございますし、現在はそういう環境配慮担当部の次長をしておりますけれども、それぞれのその部の立場というのは当然あるわけございまして、経済的にも技術的にも非常にいい案件があるというような場合、事業部の方は是非これを進めたいという勿論意思が働くわけございましてけれども、従ってそれに対して非常に大きな環境とか社会に影響があるということであれば、まずは現在のところでは、調査団の中に十分その環境の事、社会の事がわかる団員を必ず入れるようにと、それも十分な期間、調査項目を設定して入れていただくようにと、勿論こちらも予算の範囲がございまして無限にいるというわけにはいきません。そういったその判断というものがあろうかと思えます。しかしその現時点では、そういう事でございましてけれども、将来におきましては、場合によってこの案件の影響が大きいということであれば、むしろ中止するとかですね、形を変えるというようなこともあるかなと考えております。
- **國島委員長** ありがとうございます。他によろしいですか。この内容について。原科先生どうぞ。
- **原科委員** 次の資料3にございますので、ご説明があると思えますけれども、99年に設置された第二次の環境分野別援助研究会ですが、私もそのメンバーでしたが、その結論・結果が紹介されております。その情報としましては、せつかく報告書があるのですから、報告書を皆さんに配布していただくとか、そのような事をしていただかないと、あまりにも素っ気無く正確に伝わらないと思えます。特に我々は合意を得るべく議論したのですが、報告書の中には委員会としての結論ではなくて、各委員の、個人のという格好で表現しましたので、尚更これは報告書がないとうまく伝わらないと思えます。ですから、勿論これもいいのですが、これだけでは不十分です。情報公開することは、委員長もおっしゃったように、プロセスですよね。どういうプロセスで、こういった結論におまとめになったのかわからないですから、是非もうちょっと積極的に情報公開して

いただきたいと思います。

- **國島委員長** ありがとうございます。これは前向きに受けていきたいと思います。では今の話題がありましたから、続いて、資料3に従って第二次環境分野別援助研究会の提言についてご説明していただけますか。
- **鈴木** はい、かしこまりました。それでは、資料3に基づきまして、第二次環境分野援助研究会の提言についてご説明致します。
- **國島委員長** ちょっと待ってください。それが今の、原科委員がおっしゃった、資料2の最初のかっこの中に関係する事なわけですね。
- **鈴木** はい、99年に第二次の環境分野援助研究会というこれでございます。はい、ご説明致します。その中、実はこういう厚いものでございましたので、大変、おっしゃられたように素っ気無く端を折らせて頂きまして、誠に申し訳ございません。コピーをさっそく取りまして、委員の皆様方には少なくともお送りいたします。ただ、ホームページ上でもこれは公開している報告書でございますので・・・
- **國島委員長** 全文が公開なのですね。
- **鈴木** はい、全文公開になっているはずでございます。確認致します。全文公開と理解しておりますが、全文公開しているはずでございます。私自身ホームページ上で、クリックして見たことがないものですから。そういうふう聞いておりますが、確認させて頂きます。もしホームページ上に全文出ていなければ、全文早速ホームページ上で公開するように手続きしたいと思います。

-----◇-----

- **國島委員長** では、資料3のご説明をお願いいたします。
- **鈴木** はい。まず一点目。透明性の確保と情報の公開ということで、技術協力案件リストやその概要、事前評価の成果、終了時点での評価等をホームページへ掲載し、その活動内容や実績・成果を広く知らしめるとともに、国民から寄せられる疑問・質問に積極的に答えるために必要な体制作り、これを行うべしというご提言がございました。情報公開と透明性でございます。各段階における、評価等、終了時だけでなく各段階における情報公開という事でございます。二点目。地域別、国別、セクター別アプローチ及びプログラム・アプローチ。当該地域の特殊性や相手国の現状を相対的に把握した上での案件の形成と実施の必要性。非常に当たり前のことではございますけれども、その地域、国、それぞれの特性、相手国の現状を踏まえた上で、セクター別あるいはプログラムとして総合的にアプローチすべしという点が、二点目の提言でございました。三点目。環境対処能力の向上。プログラム・アプローチや参加型アプローチの重要性を強調。また、途上国の自助能力の向上のために、協力の過程を重視ということで、ただ単に1セクターとしてアプローチするのではなく、包括的なプログラムとしてアプローチする事、且つ参加型のアプローチというものを重視する提言でございます。また途上国自身が、自分自身で対処し、環境に対して解決できるための能力を向上するために支援すべしと。

その支援は、協力のプロセスといったものを重視していきなさいというご提言でございました。四点目。JICA 事業の改善ということで、我々に対してのご提案、事業に対しての一般的なご提案でございます。幅広い環境分野を包括した支援フレームワークの作成。環境分野、幅広い分野でございます。これを包括した形でフレームワークを作成すべしという点でございます。それから、環境面だけでなく、住民移転を含んだ社会面により配慮した環境、社会配慮とすべきという事でございます。三点目。報告書案や最終報告書のホームページでの公開等、情報の提供と公開という事でございます。報告書の案や、我々開発調査実施にあたっての最終報告書をホームページできちんと公開する、あるいは情報を提供するという点でございます。非常にこの厚いものからサマライズしたにしては、非常に短いのですけれども、ポイントとなり且つ今回の検討委員会に非常に関係深いと思われるものにつきまして、我々の方でピックアップをさせていただいております。以上でございます。

- **國島委員長** ありがとうございます。何かご質問はございませんか。吉田先生どうぞ。
- **吉田委員** クラリフィケーションですけれど、ホームページで公開するというのは、受け入れ側の国で、例えば、JICA が技術協力案件をタイで行っているとしますと、タイの JICA オフィスのホームページに、タイ語で情報を公開しているということですか？
- **鈴木** こちらの4番目のホームページでの公開ということでございましょうか。提言の部分の・・・
- **吉田委員** 一番目
- **鈴木** 一番目。まだ提言でございますので、我々が実施していることではなくて、こうすべしというご提言でございます。現在はそういった段階でのタイ語でのといったものはやっております。
- **吉田委員** 提言というのはそういう提言になったのですか。日本語で日本の JICA のホームページにタイでのプロジェクトの内容を載せるという提言だったのですか。それともタイで行う JICA のプロジェクトの主体はあくまでタイ国民なので、タイ語でタイの JICA オフィスのホームページに載せるという提言だったのですか、どちらだったのですか。
- **鈴木** はい、そこまでのディテールの提言ではございません。ホームページ上できちんと知らしめるべしということでございます。我々としては勿論 ODA を使っておりますので、日本の一般の方々に対する公開とあわせて、当然ながら現地の方々には影響を及ぼすという事業でございますので、そこも当然ながら今後は考えていかなければならない部分はあると思います。
- **國島委員長** どなたかご関係の方がいらっしゃったら、今の、吉田委員のご質問に明快にお答えできる方がいらっしゃれば答えて頂けますか。
- **森嶋委員** ホームページでは英語でも流していますよね。
- **鈴木** 英語でも流しております。

- **國島委員長** タイ語はいかがなのですか？
- **原科委員** そのタイ語について確認した方がいいのですが、基本的な考えはきちんと伝えることです。ただコストの問題がありますからね。あまりあれもこれも出来ませんが、最低限日本語と英語があつて、あと現地語は可能な限りというのが、通常のあり方と私は認識しています。これは人によって考えは違いますが。
- **國島委員長** あとで確認し、ご報告頂いて委員の方には共有にすることとします。すみませんが、今明確な答えがないということで。
- **高橋委員** 小さなクラリフィケーションなのですけれども、資料の第二項目の地域別、国別、セクター別アプローチ及びプログラム・アプローチの説明の中で、「現状を相対的に把握した上で」という表現の意味がちよつとわからないのですが。「相対的に把握する」というのはどういう意味なのでしょう。
- **鈴木** 提言の中に実際にこちらに書かれていた言葉でございます。申し訳ございません。相対的にというのは、ちゃんとお答えできません。もう少し提言のところを、一回サマライズしてしまいましたので、その部分の原文の方にあたりまして後程お答えしたいと思います。
- **國島委員長** ということと、その原文そのものをここでこう紹介して頂いたのですから、委員の方にホームページで勝手に見ろというより、もうちよつと親切に何か読みやすい形で、配布して見て頂くということはいかがですか。では、お蔭様で、あと資料4と5が残ったところで今3時10分ですので、出来ましたらこの4と5を、続けて15分くらいで説明していただいて、そうしますとちょうど・・・はい。
- **原科委員** 資料のこともうひとつお願いがございます。今第二次環境分野援助研究会、これは基本的に公開ということで参りましたので、このように対応していただいてよろしいのですが、こういったガイドラインに關します研究会の作業というのを JICA で行い、これは私も委員だったので、ワーキンググループを頼まれプロジェクト別の研究会という、これは現場の方とご一緒に、まさにこの建物の中でやりました。ところがその報告書を作るドラフトまでいったのですが、最後の段階でストップしてしまいました。私は大変疑念を持ちました。どうなってしまったのだと。ですから、これは公開できないからここに出てこないのか、あるいは今ちよつと未完成だから途中段階なので公開しにくいのか、その辺ははっきりして頂きたいです。せつかく私は時間を使ってお付き合いしたのに、これは駄目になったというのは非常に国家公務員としてよくないですよ。公務員として時間使って仕事したのに、成果が国民に還元されないのはよくないので、是非あれは少なくともこの資料としては配布して頂きたい。公表の仕方は、未完成であれば問題あるかもしれませんが。
- **富本** はい、富本がお答え致します。先生のご指摘のものにつきましては、未完成でございます。そういう意味では、現在のところ公開できません。ただし、平成9年度、10年度につきましては、このプロジェクト研究についての成果品は出来ておりますので、

これは適宜お配りしたいと思っております。以上です。

- **原科委員** でしたら、途中段階のものという条件つきで、この委員会の資料として是非提供して下さい。そうすればそういったものを元に、これは具体的な提言が入っているのですよ。ですから、今日の、これからの委員会に大変役立つはずなのです。その辺に対するご検討も少しして頂いたようなので、是非これはお願い致します。
- **富本** 関係部がございますので、関係部とよく協議させていただきます。よろしく申し上げます。

-----◇-----

- **國島委員長** その件は委員長が責任を持って、取扱かうように致します。それでは、冒頭、委員の皆様にお願ひしましたように、今から資料の4と5を説明して頂き、その後順番に、多分、今日の、恐縮ですが、委員会名簿の順番にお一人ずつ、どの問題の件についてでも結構ですので、お一人ずつ、ご意見あるいはご質問なんでも結構ですのでそれを伺いたいと思いますので、あらかじめご説明をお聞きいただくと同時に、その後の色々なご発言等について、ちょっとマルチジョブでお願いして申し訳ないですけど、そのつもりで、4、5あわせて15分以内で説明して下さい。お願いします。
- **鈴木** はい、わかりました。それでは資料4からまず始めさせていただきます。一応あちらのオーバーヘッドプロジェクターの方にも映しているのですが、見にくい網掛けが、あまりちゃんと映っていないようですので申し訳ございません。資料4の方が場合によっては見やすいかもしれません。それでは進めながら、ちょっと見えるようになれば、そちらを見て頂きたいと思います。まず資料4はどういったものかと言いますと、JICA関連事業のプロセスとガイドラインの適用範囲ということで、図示したものでございます。多少は違いますでしょうか。大丈夫でございますか。今回のガイドライン、JICAの全事業に適用するという事で考えております。ただその中でも特に、ガイドラインとして環境社会面のインパクトを考えなければならないものを大きく3つ挙げられると思ひまして、代表例を出しております。1つが、開発調査。1つが、無償資金協力。1つが技術協力プロジェクトというものでございます。まず左側の開発調査、それぞれ重なっている部分あわせてご説明致します。一番上の網掛け、基本的にこの網掛けの部分がJICAとしての実際に業務として権限が与えられているものでございます。案件検討につきましては、権限というよりも、これは外務省さんの方に、この案件の中身はどうだということを、提言するといった主旨になりますけれども、まず開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクトそれぞれについて、まず新規の案件を検討致します。これは途上国からこういう案件をやってほしいという要望がきた場合、それが環境社会面でのどのような影響があり得るのか、それを検討するという意味での網掛けでございます。
- **國島委員長** どこを説明しているのか、よくわからないのですが。
- **鈴木** 一番上でございます。
- **國島委員長** 誰か、事務局、指を指してくれませんか。

- **鈴木** すみません。一番上の四角でございます。この段階で JICA の方で、環境社会配慮がどのように出来ているかというのを検討することになります。上流でございます。今回適用の範囲として我々、検討内容に入れていきたいと思っっていることでございます。この結果、検討した結果を外務省さんの方に、実際にこの案件はこうだというような形で助言といいますか、提言を行うことになります。外務省さんの方で、それを受けて案件検討され、それをベースに実施指示、それぞれものによって予備調査指示という言葉が違うものがございますが、JICA にこの案件を実施しろという指示を外務省さんの方から頂くことになります。その下、それぞれについてご説明致します。開発調査につきましては外務省さんから、一番左側、今ペンで指しているところでございます。実施指示までは外務省さん、その下の網掛け部分からが、JICA の責任範囲で実施すること、このガイドラインの適用の部分になります。JICA は事前調査を行います。事前調査の結果を、報告書を公開すると。それからその次に事前評価を行います。そして事前評価の報告書を公開すると。次に本格調査。これがいわゆる実際に、例えば道路建設であれば、どのような道路の案件がふさわしいのかというような、フィージビリティスタディであったり、あるいは計画を作るマスタープランであったりという、いくつかのオプションがございますが、その程度に応じますが、ここで本格調査を実施すると。その過程で先方政府が実施する環境アセスメントに対して支援を行うという経過が出てくると思います。そして最終報告の段階で公開すると、この事前調査の段階から事前評価、本格調査までを今回の環境ガイドラインでカバーする。その結果は、そこに資金協力事業と書いてありますが、JBIC であったり、世銀であったり、アジア開発銀行等の資金協力が繋がっていくということになります。その事前の評価のところまでが、開発調査での JICA の所掌の業務ということになります。次の無償資金協力でございます。案件検討の一番上流は同様でございます。それに基づきましてといいますか、それを参考に外務省さんの方から案件検討、予備調査の指示というのが参りまして、JICA として予備調査を無償資金協力で行います。実際の基本設計にあたる前に、必要な情報を収集するというので、環境社会面でのレビューといったものも、この予備調査の段階で行うことになろうかというふうに考えております。報告書を公開し、その結果を外務省さんのほうにお渡しし、外務省さんの方から実施の基本設計調査を実施しろという指示が頂くことになります。それを受けて JICA の方で基本設計調査を行い、基本設計報告書の公開を行っていくということになります。これを受けましてその後、閣議、交換公文、無償資金の実施は、実際には外務省さんの事業となっておりまして、JICA の責任範囲ではございませんが、今回の環境社会配慮ガイドラインにおきましては基本設計調査の段階で実際の無償資金協力の実施にあたっての留意事項等の提言を盛り込むというような形で、その部分閣議以下は白紙になっておりますけれども、ここについて全く手当てをしないということではなく、ガイドラインの中で一定程度の提言をさせて頂き、外務省さんがそれを参考に事業をしていただくというような形で対応できるかという

ふうを考えておりますので、内容的には外務省の無償資金協力の部分も一定程度を含むような形なろうかというふうを考えております。ここについてはまた、外務省さんの方から補足説明等を頂いてもよろしいかと思いますが、後程またお願い致します。技術協力プロジェクトでございます。これは上流の案件検討ところは同様でございます。JICAの方で環境社会レビューを行うということになります。案件検討のあと、外務省さんの方で案件検討、実施指示と参りまして、その後、JICA が実際に実施まで全部所掌しているところでございます。事前調査を行い、報告書を公開し、事前評価を行いまして、事前評価の評価表を公開し、実施協議、ここで具体的にどのような協力を行うかというのを先方政府機関の方と取り交わす実施協議という文書を取り交わします。その文書については公開をすると、その後技術協力事業として JICA 自身がプロジェクトを実施するということになります。ここにつきましては、JICA 自身が実施の責任を負っているということになります。最終的な評価まで JICA は責任を担っておりますので、終了時の評価、報告書までの、公開までのプロセスを JICA が実施するということになります。従いまして今回のガイドラインの適用として考えておりますのは、JICA の環境社会配慮ガイドラインでございますので、JICA の所掌業務ということで網掛けの部分にさせて頂きました。しかしながら無償資金協力については先程も申し上げたような、手当ての仕方があって、その白地の部分も一定程度のカバーはできるであろうというふう到我々考えております。続きまして、資料5に参りさせて頂きたいと思っております。このプロセスについて、詳細につきましては、関係部の部長等出席しておりますので、またご質問等あればそちらの方からもご説明させて頂けるかと思っております。資料5に参ります。ガイドライン改定に対する JICA の基本的考えということで、ご説明致します。今回改定委員会で実際にお願いをしていただくにあたって、我々としてこういうふうを考えていきたいという提案を整理したものでございます。1点目が環境社会配慮の実施主体者ということでございます。環境社会配慮の実施主体は先方政府であり、JICA は先方政府が行う配慮を支援する立場であると、JICA 自身が環境アセスなりを、実際に現地で行うということではないということでございます。あくまでも先方の自助努力を支援するということです。このガイドラインは JICA が行う支援に適用され、JICA は本ガイドラインを遵守する義務があるということで、JICA が行う支援は、このガイドラインを遵守して行うということでございます。次が環境アセスメントへの支援範囲ということでございます。技術協力案件が環境や社会に与える影響の程度や先方の実施体制に応じて、先方政府の実施する環境アセスメントに対して適切な支援を行う。これはあくまでも環境社会配慮を行うべきは先方政府でございますので、先方政府がもし能力が欠如している場合、そしてその案件が環境や社会に与える影響が大きい場合に対しては、JICA としてその能力育成に対して、あるいはアセスを行うにあたっての適切な支援を行っていくということが2点目でございます。3点目、先方政府に対する環境社会配慮の働きかけ。これは事業の各段階において適切な環境社会配慮が確保されるように先方政府に

JICA の側から働きかけるということを考えております。また、先方政府の環境社会配慮が不適切と判断される場合には、先方政府及び我が国政府に対して案件の中止を求める。これは我々の基本的な考え方でございます。不適切と JICA 自身が案件を実施すると言いましても、実施の主体は先方でございますし、且つ資金協力等になりますと JICA 自身がその資金の責任を担っていないということもございますので、先方政府が十分ではないと言ったときに対しては、配慮が十分でないと判断される場合には中止というものを JICA の側として求めていきたいという意見が 3 点目でございます。4 点目でございます。情報公開の促進。事業の各段階での報告書をすみやかに公開する。先程のフローの中で、事前報告書公開ですとか、事前評価表公開というふうに挙げましたけれども、それぞれの各段階で報告書をすみやかに公開するということを考えております。それから 5 点目。ガイドラインの適切な実施・遵守の確保。環境社会配慮を支援する機能の強化等、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保する体制のあり方を検討する。JICA 内の体制でございます。先程環境・女性課のほうで全部見ているのですかというご質問がございましたけれども、このガイドライン作成後ですね、遵守するにあたっては、体制的な整備も必要だろうと思っておりますので、そのあり方も検討していきたいと思っております。先生、あと 3 分くらい大丈夫ですよ。

- **國島委員長** 結構です。
- **鈴木** 最後の点でございます。JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性ということで、基本方針、目的、基本的考え方、スクリーニングの基準、環境社会配慮を支援する内容等は、JBIC 等の参考とすべきガイドラインとの整合性を図る。JBIC 等と書きましたが、JBIC だけでなく遵守すべき世銀等、他の事業もあろう、ガイドラインもあろうかと思えます。この中で JICA の技術協力あるいは、事前の調査といったものに、適切な実際に反映し得る内容のものは、JICA としても十分視野に入れて、その整合性をもたせる形でガイドラインを作っていくかなければならないというふうに考えております。これは今回の改訂にあたって、我々としても持っている基本的な考え方でございまして、これについて、あるいはここはこうすべきではないというようなものがあれば、また是非ご意見を頂きたいと思えます。どうもありがとうございました。
- **國島委員長** ありがとうございます。ということで皆様方のご協力のおかげで、今 3 時 25 分ですので、今直近のガイドラインの内容に関することでも結構ですし、冒頭の議論の進め方、全体のプロセスのことについても結構ですので、今日は本日の名簿の順番で原科委員から森嶋委員と順番に、お一人様 3 分・・・質問ですか？どうぞ。
- **藤森委員** 今資料 4、資料 5、2 点クラリフィケーションをお願いしたと。まず資料 4 の無償資金協力につきましては、事業主体は外務省さんということですよ。事業主体は。従って JICA はあくまでもサポートの立場であるという理解でよろしいでしょうか。これが 1 点目。2 点目は資料 5 の (2) のところの、環境アセスメントへの支援範囲ですが、下の解説では技術協力案件に限って適切な支援を行うという書き方になっており

ますけれども、この書き方、資料4で開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト、3つのプロジェクトのタイトルにつきまして、ご説明があったのですけれども、このアセスメントの支援については技術協力案件だけに限って、記述されているのはなぜでしょうか。という2点につきましてご説明をお願いしたいと思います。

- **國島委員長** どうぞ。事務局からご説明を。お答え下さい。
- **沼田委員** 技術協力課長の沼田と申します。今のご質問の無償資金協力、これ全体の責任を持っているところという意味から言えば、外務省無償資金協力課、JICA はあくまでも側面的支援をするということであります。あわせてこの表でいくと、いわゆるその案件検討を、JICA が案件検討、スクリーニングをします。その上で外務省に持って行きます。外務省が案件検討をして、「実施指示を出します。」、あるいは「予備調査指示を出します」と、書いてある部分は、今日ここに並んでいるように私ども役所から、外務省をはじめ、農水省、経産省、環境省、国土交通省と来ているように、この外務省が案件検討するということでは、基本的に外務省が主管官庁として、JICA から「その案件を、こういうもので検討したい」という事があがってきた後、外務省としては関係省庁と知見を得て、この案件であれば政府ベースの技術協力事業として適当であろうということから実施の指示を出す。こういう仕組みになっています。それが補足説明であります。
- **國島委員長** 何かちょっと事務局から何か補足あります？よろしいですか？
- **鈴木** いえ、2番目のご質問について・・・
- **國島委員長** 最初のはよろしいですか？今ので。はい、わかりました。
- **鈴木** 2番目のご質問の資料5の方の(2)の環境アセスメントへの支援の範囲ということでございますが、これは技術協力案件といたしまして、開発調査も含め、そこでいう技術協力プロジェクトということだけでなく開発調査につきましても、我々そうでございますし、無償資金協力の要すればその基本設計以後のところになるんだらうと思しますので、基本設計までは我々の方で必要な調査を実施しながら、先方の支援を行うということになると思うのですが、それについては実施体制に応じて先方政府が実施する環境アセスメントに対して適切な支援を行うという意味では、同じでございます。どれも含まれるというふうに考えて頂ければよろしいかと思います。
- **國島委員長** よろしいですか。はい、どうぞご質問が・・・
- **森嶋委員** 関連質問で聞き逃しかもしれませんが、開発調査及び無償資金協力の前半の方でこのガイドラインを適用しているわけですが、後半の方は事業の主体が変わるわけですね。JBIC だったり外務省だったり、最終評価は JBIC と外務省がやるわけですが、そこ結果のフィードバックが JICA になされているかどうかをお答え下さい。
- **富本** お答え致します。評価の結果につきましては、JICA が評価する場合、それから JBIC さん、それから外務省さんがやる場合、全ての場合フィードバックをしております。はい。

- ◇-----
- **國島委員長** よろしいですか。それでは冒頭お約束させて頂きましたように・・・ちょっと電気をつけていただけますか。順番に3分ということで、ご努力、是非ともご努力頂き、とにかく1回各委員の色々なお考えや、あるいはご提案を順番に聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。事前に今の、原科委員やあるいは石田委員、あるいは松本委員から色々な案件に関しまして、ご意見を活字にして配っていただいておりますが、これはもう当然委員の皆様はご覧いただいているという、その場で説明していただいても結構ですし、こうやって配って頂いたものは先程冒頭申しましたように、今日の議事録の中に内容も含めて取りこむ様にさせて頂きたいと、委員長としては思っておりますので、そのつもりで是非限られた時間ではございますが、色々なご意見、ご提案を頂きたいと思います。先頭バッターで恐縮ですが、よろしくお願い致します。
 - **原科委員** 時間が限られるというのはなかなか難しいですね。我々がすることは、よく学生にしていることでございますけれども。では今日は学生になったつもりで頑張りたい。余計なことを言ったら時間がなくなってしまいますね。そこで早速ですが、お手元にさっき追加でお配りしたように、環境アセスの本質は、意思決定過程の透明化。これ見て頂きたいのですが。ここに書きましたが、どういうことかと言いますと、環境アセスメントの機能というのは、これは環境配慮を行ったということ、これは事業主体が、社会に対して説明しています。アカウンタビリティを満たすことが環境アセスメントの機能ということですね。これは機能でございます。その機能を満たすためにはですね、まさにプロセスです。どのようなプロセスで環境配慮をしましたかというのを、これを示さなければいけません。だから結局意思決定過程を環境配慮に関する意思決定過程を透明化しなければならないということで申しております。あとは私のバックグラウンドも出ております。ご覧頂きたいと思います。そこで今回の環境社会配慮ガイドラインの改定につきましても、これまでのJICAの中で色々な詰めがございますので、第二次の環境分野別研究会、検討会でこの検討結果や、さっき申し上げたプロジェクトに関する研究会、ワーキンググループの作業結果などそういったものを是非活かして頂きたいとさっき申し上げた次第でございます。そういうことですが、まずなんと言っても大事な議論の進め方でございまして、私はこのような重要な問題に関しましては四回から五回で結論を出すのは物理的に不可能だと思っております。まずフレームワークといたしましては、3月の末までに結論を出すということは、これはうまくいけば結構ですが、しかしその可能性は非常に低いと思っておりますから、締め切りというのはちょっと他へおいていただいて来年度くらいまでかかる可能性があるぞと、しかし我々としては出来るだけ早くですね、よいガイドラインにしてもらいたいと思っておりますので、何も時間をかける必要はない、できるだけ早くやりたいのですが、ただ締め切りが引き迫っているとなると、どうしても議論が十分でない恐れがありますから、その辺は是非そのスケジュール

に関してはきちっと考えて頂きたいと思います。これが一点です。それから第二点は、今日の委員長の進め方は、大変素晴らしいと思いますが、ただ委員長の権限といいますか、議事、進行であれば、議長という表現に変えていただきたいと思います。そうしないと、何かどこかで最終段階で、委員長に任せますということにしてしまうと、またややこしくなってしまいます。これを恐れますので、是非この要項のところは議長という表現にさせていただきたいと思います。私は議長の今日の進め方は、私は大変よろしいと思っておりますので、今後もこのような形をお願いしたいと思います。これが第二点でございます。まだ若干時間がありますね。そこでもう一つは、委員の構成なのですが、これはお手元の資料がございますように、どうも委員の構成が、やはり行政の方にバランスがちょっと重すぎます。これだけたくさん行政の方がいらっしゃる。全部で7名、8名ですか。それで NGO とかそういう方、非常に少ないですよ、これに比べると。その辺のバランスはどうなのかなと思います。我々専門家集団よりも多いのですよ。関係者の方は、普通こういう委員会で、官庁の方が入るのはあまりない。私も色々な委員会の委員長をやっておりますけれども、今も財務省の委員会をやっておりますが、こういうのは珍しいです。ちょっとその辺が気になりますので、バランスを取って頂きたい。そのような意味では、NGO で、これは JBIC の検討会の時に、2つ大きな NGO が頑張りました、地球の友ジャパンと、メコン・ウォッチ。この両組織の方が大変頑張ってきたので、そういった方々も委員に入れて頂ければ、バランスを取れるかなと思います。ただ人数が増えすぎますから、難しいとは思いますが、その辺を是非ご配慮頂きたいと、これが3点でございます。もう時間だと思います。

- **國島委員長** ありがとうございます。では次に一巡はとにかく色々ご異論やご意見がごありかと思いますが、とにかく一回、委員の方にご発言頂きます。特段ない場合はパスしていただいて結構です。では、森嶋委員よろしくお願い致します。
- **森嶋委員** はい、わかりました。まず自己紹介を簡単にさせて下さい。広島修道大学の森嶋でございます。実はこの4月から大学に身をおいておりますが、3月までは JICA と同じ特殊法人の環境事業に34年間勤めてまいりました。今日は意見を述べるまでに至りませんが、先程深田部長からお話にありましたように、JICA が初めて環境配慮ガイドラインを作られましてから、色々な試行錯誤してここまで来たんだと思いますが、この10年間の変化というのは非常に大きいと思います。特にリオサミットがあつて、ヨハネスブルクのサミットがあつてと、この間に起きた変化は、非常に幅が広いし、深みもあります。このような背景の元でこの委員会をまとめていくというのは大変な作業であると意識をしております。特に JICA を取り巻くステークホルダーの大きな変化、私はこのことを大変気にしております。ということで、少しでもお役に立てる議論に加わりたくて考えております。2つ目は、私もこの第二次環境分野別援助研究会の方に原科先生と一緒に加わりました。非常に短い期間であれだけの事をまとめたのですが、私はその委員会で非常に感激したことがあります。私も色々な委員会に参加しますが、

初めての経験でした。非常に立派な30数名の JICA 側のタスクチームがありました。この人達なくして、あの研究会報告はあり得なかったと思います。おそらくここで議論したことをまとめてく作業というのは大変だと思うのですが、この委員会がどのように運営されるかよくわかりませんが、できましたらあの経験を是非活かして頂きたいと思います。最後に2つばかり気になっていることがございます。1つは、すでに今日の説明にありましたけど、おそらくこの議論しますと JICA そのものの体制論がかなりでてくると思います。これに対して JICA がどこまでついてこられるかということが気になります。2つめは、いわゆる日本の技術協力と資金協力のこの整合性の問題を私は気にしておりまして、これも最後にご説明がありましたので非常に安心しましたが、ここら辺のバランスをどうとるかという事を気にしておりまして、その2点を気にしながら議論に加わっていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

- **國島委員長** ありがとうございます。よろしゅうございますか。では次に吉田委員お願い致します。
- **吉田委員** こんにちは。私はアジア開発銀行に16年ほどおりました。その後國島先生と同じ東大でしばらく勤めて、今拓大でやっております。この環境社会の分野では、数年前からインドネシアのダムの事後評価をしております。まさに環境と住民移転がどうなったかを調査しております。そういった関係で多少なりとも貢献ができると思っております。3点ほど、今までの議論を踏まえて感想を述べたいと思っております。1つは、2国間援助で決定的なハンディキャップの1つは、この会議でもお分かりのとおり、途上国の人は誰もいないという現実ですね。我々にとってもっとも大切な「On behalf of whom」です。これは我々がいつも心にしておきたい視点ですね。誰の為のガイドラインかと、さっきちょっと意地悪な質問をしたのですけれども、情報公開、情報公開といって誰の為、日本の納税者、いや本当のパートナーは援助を受ける途上国の政府であり国民であると、そこの視点が欠落していると、ガイドラインやそのオペレーションがとんでもない方向にいつてしまう。多国籍機関ですと、最高意思決定を担当する理事や日々の業務を担当するスタッフのなかに必ず途上国の人がおりますから、少なくとも主体が参加しております。この点が今回の JICA 委員会と大変異なるという点を喚起しておきたい。それからもう2つ目は、最近議論されている開発協力支援運営の「ハーモナイゼーション」です。援助を受け入れる側の視点から見ると、各国各機関が、各々のガイドラインを持って迫ってくると途上国はもう大変で混乱して訳が分からなくなってしまう恐れがあることです。受け入れ側の途上国が使いやすいかどうかという点を重視して頂きたい。それから最後の点は、社会的、これは伊藤さんの意見もあったと思いますが、これまでの JICA の業務の中で環境・社会的配慮をしなかった為にどうい問題が起きたかというものを、きちっと整理しておかないといけない。それがもしなかったら、これはちょっとまずいという印象を持ちます。これまで具体的に JICA には 20 セクターにガイドラインがあったわけです。そういう状況で、開発調査や技術協力の現場

できまざま問題が起きたとすれば、それらをきちっと整理して頂きたい、整理されなくても具体的問題事例を頂きたい。これがないと我々の議論は抽象的になってしまって、プラクティカルで効果的、実効性のあるガイドラインは出てこないのではないかと、そういう私は心配を持っております。最後にもう1つ付け加えます。それはODA全体の包括的政策議論であると思いますが、いわゆる「異論申し立て制度」ですね。誰がどこでどういう手続きで異議申し立てが可能で、それをどのように対処するかについて、本件のJICA環境社会配慮ガイドラインは一步踏み込む必要があるようにも考えられます。最も難しい論点の1つと認識しています。以上です。

- **國島委員長** ありがとうございます。それでは、次、村山委員はご欠席・・・では澤井委員。
- **澤井委員** はい、国際協力銀行の澤井でございます。この改定作業にあたって、JBICなどのガイドラインとの整合性を図ることがございますので、私としましては、JBICのガイドラインを作成するにあたり、どういう原則を重要視したかという事をご紹介させて頂きたいと思っております。まず一つは、プロジェクトの影響を受ける地域住民あるいは現地のNGOという、いわゆる事業のステークホルダーと言われる人達を、環境社会配慮プロセスの中に参加させていくこと、あるいはステークホルダーとの対話を重要視するという事です。2点目はJBIC自ら積極的な情報公開を行うこと。それから3点目に、その環境配慮をするにあたり、色々条件付けあるいはそのJBICとして確認しなければいけない事項等と、様々な点が出てきますけれども、そういうものを融資契約の中にきちっと反映させるということでございます。それから4つ目に、JBICの環境配慮確認を大きく3段階の分類しております。まず、スクリーニングをきちっとすること、私どもが調べた結果、確認した結果を環境レビューという形できちっと公表すること、事業実施中、あるいは事業が完成したあとのモニタリングを重視するという事です。このモニタリングの方法論については様々あって、これは悩んでいるところもあるのですが、このモニタリングを重視することも、非常に重要なこととして位置づけております。それから最後にガイドラインの遵守の確保。吉田先生の方からもありましたけれども、遵守の確保というメカニズムについて必要な措置をとることを、ガイドラインの中に明示してございまして、その異議申し立てのメカニズムについては、ただいまパブリックコンサルテーションも開きながら、検討中でございます。ガイドライン自身は、2003年の10月から施工されますが、それまでには異議申し立てのメカニズムを確立するというようにしております。今一部施工という形で、できる限り新しいガイドラインに基づいてプロジェクトを見ようというふうにしております。それと同時にJBICあるいは世界銀行、ADB、そういうところと手続きの調和化という動きがございまして、その中に環境という項目もございまして、具体的にはEIAに含むべき項目をどうするか、あるいはどの段階でどの程度のスタディを途上国側に求めていくのか、そういったところをドナー間で調整しようということでございますが、EIAの項目そのものについては

大きなところ相違はないのですが、具体論になると非常に悩みが多いというのが私自身いつもやっていて非常に経験することです。以上でございます。

- **國島委員長** どうもありがとうございました。では次は作本委員お願い致します。
- **作本委員** アジア経済研究所の作本です。よろしくお願いします。3点ほどちょっとお話しさせて頂きたいと思います。JBICで環境ガイドラインができて、こちらでまたJICAで作ると聞いておりますけれども、やはりこれは国際的にも注目されている訳ですので、是非立派なものを、素晴らしいものを作って頂きたいと思います。やはりすでに何人からかご紹介ありましたけれども、やはり節足にこのガイドラインを作るというのを考えないほうがいいのではないかと考えております。やはりこのガイドラインができた段階でもできるだけ一般公開をして、一般の意見を受けて、それでまた修正に修正を重ねるといような形で時間をかけることがJBICの経験の我々の一つ伝えられることじゃないかと思えます。2つ目に、先程資料の2で見せて頂きましたように、やはり情報公開につきましても図書館で公開、やはり今もうITの時代ですから、こういう時代じゃないだろうと思えます。それからやはりガイドライン。これは先方政府に提言を行うこと、今環境問題におきましては、地球環境であり、あるいは各国に共通する環境問題というこれらの点からいきますと、やはり要請主義という立場がありますのが、相手国の提言だけでは不十分だという段階にきているのではないかということもやはりいるのではないかと思えます。また、環境アセス。これも前にこのJICAが作られた時代でも、アセスの整備が途上国で進んでなかったと思うのですが、今はもう大きく変わっております。この今JICAのガイドラインというのは、見直すいい時期ではないかと思えます。私自身この9月に、インドネシアのスマトラの方に行ったのですが、やはりちょうどコトパンジャンの訴訟を持ち出している現地の代表とお話する機会があったのですが、やはりJICAに期待するのは、JICAが持っている力でありまして、JICAがプロジェクトそのものを進めるにあたって、一緒になってダイアログで、一緒になって話をして配慮してもらいたい。考えてもらいたい。そういうようなことを言っておりました。そういう意味では民主的、原科先生から透明性ということがありましたが、民主的というのはなかなか時代あるいは、その社会環境において程度が違うかと思うのです。だからこの難しい社会文化的な側面というものについて、一緒になって考えていければと思います。よろしくお願い致します。
- **國島委員長** ありがとうございました。次は片山委員、お願い致します。
- **片山委員** 片山です。私どもの海外協力センターは、ここはちょうど12年前に発足をし、その目的は海外途上国に対する環境協力ということで取り組んできた団体です。コンサルタント会社を主体として、まさに環境配慮ガイドラインそのものの実施、これを行ってきたとはいえ、そういう中で環境技術とか、あるいは環境に関する制度、こういったものに関するトランスファーを行ってきたということがございますし、その他外務省、環境省、あるいはJICAの関連業務をお手伝い、あるいは支援をさせて頂いてきた

ということであります。そういう中で、資料5のところで、事業という言葉が出てくるわけですね。事業の各段階の環境社会配慮という事業そのものはいわば、下流部です。その上部に計画があり、あるいは法制度があり、道路なら道路に関する先方国の法律制度があるわけであります。そういう制度においてそれぞれの環境配慮、あるいは社会配慮に関する制度なり仕組みが当然あるわけであります。そういう観点から、例えば環境政策の面でその国の制度あるいは計画でカバーされているわけでございますので、この環境社会配慮ガイドラインが目指す、あるいはカバーする範囲と言いますか、この事業ということに限定していいものなのか。あるいは今いいました様なところまで、もう少し範囲を広げて検討しなければ、真の意味での環境保全面に対する配慮の実施は難しいのではないかと感じております。

- **國島委員長** はい、わかりました。ありがとうございました。引き続き、高橋委員お願いします。
- **高橋委員** はい、日本国際ボランティアセンターという NGO の高橋です。私達は、現場約8カ国で活動しているので、こういう検討会においても出来るだけ、その現場の視点や意見を活かした形で、この検討会に貢献したいと思っております。私達特にやっぱり NGO として、議論の進め方、会の進め方に関して非常に大きな懸念点も含めて意見を持っております。これに関しては、この後続く3名の NGO の人たちから続く説明があると思っておりますので、私はちょっと別な観点から少し、お話をさせて頂きたいと思っております。一つは、現場で活動していますとやっぱり ODA といった場合に、実際に借款も無償協力も、それを受ける側の住民にとってはというのはあまり変わらないという感じを持っています。その観点からいうと、ODA の全体のあり方というものに非常に関心があるわけです。円借款の環境ガイドラインに関しては、JBIC の方で非常にいいものが作られた。そうすると、残る技術協力と無償資金協力でどういうものが作られるかと、そこで良いものがないと ODA 全体が良くならない、こういう観点で参加させて頂いているわけです。そうなるのは実は先程、資料4のところで説明がありましたけれども、やはりその外務省との権限の部分とか責任の部分と、JICA として出来る部分という、この対象範囲というのが、問題になってくる。やっぱり僕は非常に、その部分（JICA の責任と権限の範囲）についてきちんと議論すべきではないかなというふうに思っています。締め切りについての意見も出ていますが、3月までという締め切りで外務省の言っているガイドラインは「変える会」の提言を受けて作られた行動計画で言っている、「無償資金協力のガイドライン」です。ところがここで検討するのは JICA のガイドラインで、「無償資金協力ガイドライン」とはちょっと恐らく違う部分、少しずれる部分があるのだらうと思っております。その意味で私は無償のガイドラインがどうあるべきかまでを視野に入れて、最終的には JBIC とあわせて ODA 全体で、日本の ODA 環境ガイドラインとしてどう整備されるかということに関心があります。ですから、ここで検討する JICA のガイドラインのスコープというか、対象範囲はどこまでなのかと

いう部分のその境界線を、僕はきちんと議論すべきだと思っております。それが1点目です。2点目は、JICAには色々と多様なスキームがあります。今日説明を受けただけで、開発調査、無償資金協力、技術協力と。これだけ色々あるものを、どういうふうに1つにまとめていくかというふうに考えたときに、かなり膨大な作業だなと思っております。その意味で他の先生方がおっしゃられた様に、時間をしっかりかける必要があるなというふうに思っております。そこで、やっぱりこのスキームそのものをきちんと委員の中で勉強して、理解する必要があるのかなという事を思っております。ですので、先程の説明は10分か15分で終わりましたけれど、ここ（スキーム）の説明をもう一回ちゃんと次回でもいいですから、改めて詳しく受けたいと思っております。それから3点目はやはり、そのJICAのガイドラインの特徴は、技術協力も含めて、プロアクティブにどう環境問題に取り組むかという視点があって、それによってJBICと違った特徴を持つものだと思います。おそらく開発調査というところで、最終的に結果として出てくる環境への影響にどう配慮して、プロアクティブに配慮を進めていくかというのが入ってくるわけですから、その意味でJBICとは異なった意味で非常に大事な議論が必要になっていくのだなと思っております。結論としてやはり、しっかり時間をかけてやって頂きたいというふうに思っている次第です。

- **國島委員長** はい、ありがとうございます。続きまして、川村委員お願いします。
- **川村委員** はい、川村です。私自身も言いたいことはありますけれども、とりあえずはNGOで議論してまとめましたペーパーに沿ってお話をさせて頂きたいと思えます。このペーパーは、国際協力事業団総裁川上様宛に本日出した手紙という形をとっております。まず一点目ですけれども、そもそも原科委員からも出ましたが、この委員の選定プロセスについて私達は懸念を持っております。参加や透明性ということ論じるのであれば、その基本は透明な基準によってたつことであろうと。今回のその委員の選定プロセスというのはそういった意味では、必ずしも透明な基準に基づいて行われたのではありませんかというふうに思っております。具体的にはその結果、原科委員が指摘したとおり、重要なNGOが抜けているという問題点に繋がっています。これについては是非、なんらかの処置をとっていただけないかというふうに考えております。二点目です。そもそもそのNGOが、こういう公共的な政策に関わるというのは、一体どういうことなのかということに関連した議論です。要するに私達はNGO、市民社会の代表のような顔をしているわけですが、それが公共的な政策に関わる時には、その場というのはあくまで、公開で多くの人に参加できる場でなくてはならないというふうに考えております。何故かといいますとNGOは非常に多様であり、どこかのNGOが全てを代表することは有り得ないからです。このような考え方に基づくならば、重要なのは、これは全く委員長と意を同じくしているのですけれども、多くの意見をいかに集めるか、それを議論に活かしていくかということです。それを行なう為には、その委員かどうかであるという基準ではなく、その人が重要な意見を言うことができるかどうか

かという基準に基づいて発言を認めていく、あるいは文章提出を認めていく。そういう考えで行うべきではないかというふうに考えております。この点につきましては、私も事前に参加するにあたって、委員以外の人間の傍聴と発言を認めること、それが我々の参加の前提なのだと、それなしには我々は参加すること出来ないのだと、それくらい重く考えているのだと JICA 側に申し伝え、それを了承して頂いて参加したわけであり、さらにこの JBIC で既に行われたように、このプロセスもなるべく公開の形であるべきだというふうに私達は思っております。つきましては、メコン・ウォッチの方からペーパー出ております。あとでその時間を頂き、出来たら時間を頂いて、そのメコン・ウォッチの松本さんの方からも報告ないしはコメントを頂けないかなと思っております。時間よろしいですか。

- **國島委員長** 私のミスであと35秒あります。
- **川村委員** 35秒あるということでしたら、次のペーパーにいきたいと思えます。残った時間で石田委員のほうで。まず委員会の議論の尊重ということを書いてありますが、要は我々のここに出した意見に対して、確実に JICA の方から見解を示していただきたい。これを原則として頂きたい。これについては委員長、全く同じ気持ちであるかと思えます。2つ目。その委員会の進行、これについても原科委員の方からすでに出されておりますので、詳しくは言いません。委員長は議長として、全体のその取りまとめを進めていただくという形で進行いただければというふうに私達も願っております。
- **國島委員長** ありがとうございます。途中でベルを鳴らしてしまい申し訳ありませんでした。次に石田委員、お願いします。
- **石田委員** はい、環境持続社会研究センターという NGO の石田と申します。川村委員の続きをお話する前に、先に戻るのですが、委員の選定プロセスに関しまして、経緯的な話なのですが、ここに私達のペーパーに書かせていただいたとおり、一部の NGO の推薦を受けた NGO のみが、委員の候補として推薦されるという形をとりました。ということは実は、私どもの NGO に推薦の話がきた時に、実は、ちょっと名前を申し上げて申し訳ないのですが、メコン・ウォッチの松本さんの方を推薦してはどうかという話をさせていただいたのです。それは JICA さんの方でも時期的な問題等色々おありになったかと思うのですが、一応私達の理解としては、これは当初の NGO からの推薦ではないという理由でお断りになったと考えております。はっきりいって NGO の間で考えますと、やはり原科先生がおっしゃったとおり、メコン・ウォッチの松本さんですとか、FOE の方ですとか JBIC のガイドラインの時に大変活躍されて、知見を大変有しておると思えます。そういった意味で私の方からも、再度なのですが、こういった方々の委員に、参加させていただきたいということを要請させていただきたいと思えます。ペーパーに戻り続きからいきますと、委員会の進行に関してなのですが、実はこれ原科委員の方から、委員長ではなく議長ということでお話がありましたとおり、やはり私も議長の権限という事を明確にしておく必要があると思えます。あくまで私達委員お

よび色々なオブザーバーの参加者の方々と議論した結果、議長の方は必要に応じて委員会をファシリテイトするという役目だと考えておりました、決定を行う立場ではないと考えております。ですからその点、要請させて頂きたいと思っております。川村委員の方から説明があったとおり、本来ガイドラインの改定というのは市民の参加と、オープンなプロセスで行われるべきだと思っております。委員会に来られる方がオブザーバーとして参加するというのは勿論なのですが、委員会の開催と共に、パブリックコメントの受付というのが大前提だと考えております。従いまして、ホームページでパブリックコメントを受け付けるということと、更に JICA のガイドラインという事を考えますと、途上国の住民に対して大きな影響がございます。ですから必ず、日本語及び英語にてそのガイドライン案というのをホームページで公開し、パブリックコメントを受け付けるというプロセスをとっていただきたい。更にパブリックコンサルテーションも、各地で開催していただきたいと思っております。最後に時間がきてしまいましたが、あとは西井さんの方でお話していただければと思っております。

- **國島委員長** よろしいですか。
- **石田委員** 事前に委員会の開催日程と討議事項が決定次第、すみやかにホームページ上で広報していただきたいし、配布資料についても掲載していただきたいということです。さらに委員会開催中に寄せられた意見については、これもホームページ上で公開するとともに、委員会に報告していただきたいということです。
- **國島委員長** はい、わかりました。ありがとうございます。では続きまして西井委員、お願いします。
- **西井委員** フィリピン情報センター・ナゴヤの西井といいます。私たちのグループはフィリピンをフィールドにして活動しているグループでありまして、主にセブ島ですね。ODA によって、まさに ODA の被害を受けている住民たちと交流しながら、彼らの声を日本に伝えるということをやっています。また、JBIC の方達とも協議させて頂いています。その中で現地の人たちのお付き合いの中で、見えてきた環境の問題とか住民の置かれた状況への配慮の欠如の問題とかの経験に基づいて、今度の改定委員会の方でいろんな意見をさせて頂きたいと思って参加致しました。NGO 側の委員会の方からすでに縷々強調しているところでもありますけれども、やはりこの改定委員の募集を受けましたときに感じましたのは、すごく期間が短いなということでありました。この短い期間でどの程度までの議論ができるかということ、非常に心配しました。どなたか他の委員の方もおっしゃいましたけども、ODA 大綱のほうもあわせて見直しの議論がされているという時期で、はたして、場合によっては、見直しの案の基本線にかかわるような、ODA 大綱の見直しがでてくるかもしれないということがあります。特に私のほうで感じているのは、たとえば立ち退きですとか、そういったものの解決の責任の主体は現地政府にあるというふうな立場をとっておりますけれども、その点、はたしてそこまでその立場だけで JICA なりが今後やっていけるのかという、もうちょっと踏み込ん

だ関与の仕方も、場合によっては特に環境社会配慮の中では、必要ではないかということも感じておりますので、今後 ODA 大綱の見直しのプロセスなんかを見ながら議論すべきと思いますし、できれば時間をゆっくり取りながら議論をしていければというふうに思いますので、もう一度その3月までという期限をきった委員会ではなくて、十分時間を取ったそれぞれのどの段階でのどういうガイドラインのどういう関わりがあるのかといったところまで踏み込んで議論できるような場にして頂きたいと思っております。以上です。

- **國島委員長** ありがとうございます。次、沼田委員お願い致します。
- **沼田委員** 外務省技術協力課の沼田と申します。冒頭國島先生のほうから、委員長就任にあたって、3条件ということをお話になりました。「人、金、物すべて私が決定する」というふうにも聞こえたわけですが、それがいろいろ議論をかもし出している。こうした会議を整備するにあたって環境っていうものは難しいなとつくづく思っています。そういう中で委員に入れて頂きました沼田と申します。私が所掌する業務、これは JICA の予算今、1700 億ほどありますが、その予算策定業務とともに、事業の中身としては、技術協力プロジェクトというものをやっています。そして今日「この環境ガイドラインを変えなければいかん」ということがあり、一方で JBIC さんがすでにすばらしいガイドラインを作っているということもあるものですから、見直しが必要になったとこういうことであります。皆さん方のご意見を聞いて非常に感銘を受けておりますけれども、ひとつだけお願いがあります。「いわゆる期限を切って議論をするのでは、時間が足りない」というお話が相当数でております。一方で、「これは来春までには JICA としても、JBIC と同じ程度の環境ガイドラインを公に示しなさい」ということもまた、要請として出ているわけですし、これは私どもの方から JICA に対してそうした指示を出しているというのが実態であります。したがってこの期限付きの中でどのくらいのことができるのか、お二人くらいの方から「ODA 大綱が変わるというのに、これを変えても意味がないのではないか」というようなお話、あるいは「懸念があるのではないか」というお話がありました。しかし、ODA 大綱自身は環境ガイドラインに即大きく影響するような項目がたぶん入らないだろうと思っております。仮にその ODA の大綱が大きく変わる環境ガイドラインについても何らかのその指示が出るということであれば、JBIC のガイドラインも見直す必要がでてくるわけですから、今の現在のその状況の中で環境ガイドラインとしてどういうガイドラインをもうければいいのか、その提言を行っていただきたい。われわれには失敗の経験はいっぱいある。水俣病からはじまって大気汚染の話、水質の話等山ほどあります。そしてこれはたぶん永遠に続く話だと思しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。
- **國島委員長** ありがとうございます。では次、石井委員お願いします。
- **石井委員代理 米谷様** 申し訳ございません。課長の石井の方、ちょっとどうしても都合がつかないものですから代理で参りました米谷と申します。いろんな幅広い方々の知

見とか経験を踏まえた意見を、透明性をもったプロセスでもって集約していただいて、ぜひいいガイドラインができるように、みなさま方のご協力をお願いできればと思います。そのことを通じて ODA 全体の意義ですとか効果効率というものが高まる形で実施していければと思っております。さきほども、役所の方の委員が多すぎるというような声がありましたので、あまり時間はとらないで済ませようと思っております。最後に私どもの開発協力課のほうは、先程説明のありました、三本立てで書いてございましたが、その一番左端の開発調査というところを担当しておるものですから、そういういった観点から委員に入っているということかと思いますが、必要な範囲においてご説明等も含めて、対応して参りたいと思っております。よろしくお願いたします。

- **國島委員長** よろしいですか。はい、ありがとうございます。それでは次、小原委員をお願いします。
- **小原委員** 無償資金協力課長の小原でございます。みなさんご承知のように、無償資金協力は、経済インフラを中心に協力をしております、有償資金協力とは異なりまして、たとえば学校などの教育分野あるいは病院などの医療分野、それからアフリカを中心に井戸を掘削など水案件をやっております。特に水については先般 WSD の時に、アメリカとともに水の分野での日本の貢献を表明したこともあり、水の分野への協力もしっかりと行っています。無償資金協力は、こうしたいわゆる基礎生活分野を中心とする小規模な案件が多いということでございまして、この辺はもう皆さんよくご承知だと思えます。したがって、環境に大きな負荷を与えるプロジェクトというのは、有償資金協력에比べて少ないのではないかと考えておりますが、「外務省を変える会」からも、ご指摘ご意見がございまして、JBIC では、環境社会配慮ガイドラインを、きちっと作られて、それを踏まえて有償資金協力をしていくということでございまして、我々も無償資金協力、これは JICA と外務省とで二人三脚でやっておりますので、一緒になって是非この委員会で十分に議論していただいて、よいものを作りたいと思っております。一部ご指摘がありました、どこを対象にするのだということについては、なるべく広くということにまったく私も賛成でございまして、まさに無償資金協力の上流から下流まで広くカバーするようなガイドラインにすべく議論していただければと思っております。それから最後に、沼田委員のほうから指摘ありました期限の問題につきましても、私も当初「変える会」の方からもいろんな期限付きでの作業、つまりあまり遅くなるなというようなことが一方で言われておりました、実は國島委員長のほうにも委員長就任にあたって、色々ご無理を申し上げたということもございまして、ガイドラインを作った後も、順次見直していけばいいと思えます。やはり来年の春桜が咲く頃までに、なんとか仕上げたいと思っておりますので、かなり時間的には厳しいと思うのですが、よろしくご議論いただければと思えます。どうもありがとうございました。
- **國島委員長** はい、ありがとうございます。では、次、木下委員。
- **木下委員** 農林水産省の国際協力課長をしております木下でございます。私どもは農林

水産業関係で関連がございますが、具体的な議論を進めるにあたりましては、当然情報公開を徹底的に農林省もいろいろ省内で、オープンにホームページにも載せてやっておりますので、議論は情報公開徹底的にやっていただきたいというふうに思います。それから私も非常に興味がありますのは、具体的な JICA の農林水産業の案件で、具体的に環境問題を起こしているような案件が、いったいどれくらいあるのかという事を、お示しいただきながら、具体的な問題に則して、どう解決をしていくのかということを経験していきながら、議論していく必要があるのではないかというふうに思っております。それから相手国がどういう法制度をもっているのかということにもよると思うのですが、JBIC あるいは JICA、世銀といろんなところが、ばらばらの基準では相手国も非常に困るのかなというふうに思います。そういう意味では、できるだけ国際的に統一された考え方が必要ではないかと思っております。また、どういうものをアセスメントを対象にするのかということについても、すべての案件を全部やるというのは大変なことですし、アセスメントも非常にコストもかかるということもありますので、JBIC さんも一定の線引きをされてやっておられますが、どういうものを対象にやっていくかということを含めまして、JBIC の例も参考に、まったく白紙から議論ということではないと思っておりますので、そういうことで議論をして頂きたいと思っております。以上でございます。

- **國島委員長** はい、どうもありがとうございました。では次、櫻井委員。
- **櫻井委員** 経済産業省の櫻井でございます。今報告書なりのタイミングというお話があったと思うのですが、いろんな要請があり期限もあります、大事なのはやはり、事件は現場で起こっている、だから現場は待ってくれないので、今回見直しというのはどういうことかと、こう今いろいろ議論をお聞きしながら思ったのですが、やはりあるタイミングである条件のもとにベストのものを作って、現場にできるだけ早く提供する。今後必要であればフレキシブルに対応する。毎日毎日更新できませんので、どういうタイミングでやるかということが大事で、一方で十分に議論しなければいけないというのも、これも真実。だからこの二つをどういう風に、ハーモライズしていくかというのが、この委員会に課せられた大きな任務ではないのかなと思っております。確かに非常に難しいお話なのですが、ここをみんなで工夫しながら、いいものを作っていくということが、我々の任務ではないのかなという風に今日すごく強く思った次第であります。それがひとつ。それからこの議論の中で、たぶんガイドラインをどう作りますか、それをどう支援していきますか、どう配慮していきますか、っていう話は多々あるのですが、その資料5の(1)の中の、(1)で実施主体は先方政府でありということがあるので、これはたぶんキャッチボールの世界ですから、どんなに支援云々組んで、それを立派なものを作ったにしても、それを受けて実際に実施するほうの人たちがどういう体制になっているのか、これはたぶん各国の文化、いろいろと組まれますので、そのあたりも、まさに現場の最先端の話になるかもわかりませんし、相手国の政府では、話してはありますが、そこへのキャパビリティみたいなお話も含めてこの場で少し、当然先生はじめ皆様

方プロで十分お考えのこととは思いますが、そのところも議論していただけると、私も鉱工業関係の知見を持って何らかの形で、貢献、技術協力プロジェクト等中心とした形で貢献できるのではないかというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

- **國島委員長** はい、ありがとうございました。では次、藤森委員お願いします。
- **藤森委員** 国土交通省の国際建設課長の藤森でございます。国土交通省からは、私と伊藤委員と二人ださしていただいております。この二人の役割分担でございますが、私のほうが、ダムとか高速道路などといった案件につきまして、外務省さん、JICAさん、JBICさんのプロジェクトを、技術的な助言といいますか、サポートをするという役割でございます。それで今日この会に参加させていただきまして、思ったこといくつか申し上げたいと思います。まず1点目、JBICさんのほうから、澤井委員のほうから、JBICの環境の社会配慮のガイドラインにつきましてご質問ございましたが、私も省といたしまして、こういった種類のガイドラインにつきまして、重要なことが5つほどあるかなと思っております。ひとつは当事者主義、さきほどステークホルダーという言葉が使われましたけれども、当事者主義、だれがそれぞれどういった役割でどういう形で関与するのかというのをきちんと定義していただいて、議論していく必要があるのではないかと思っております。2つ目が公開性、3つ目がデュープロセス。デュープロセスがとられていても非公開の場もあります。
- **國島委員長** すみません、今何プロセスと？
- **藤森委員** デュープロセス。適切なプロセスをとってくださいということ。それから、評価フォローアップ。もう一つが、クレームの受け付け、それに対する適切な対処ということではないかと思っております。最後に付け加えて申し上げますと、公開性に関係致しませんが、きちんとしたパブリシズというのをきちんとやっていく必要があるのかと思っております。これは国内の代表プロジェクトにも言えることございまして、私共の事業の関係致しませんが経験から申し上げますと、こういったことが重要ではないかという風に思っている次第でございます。特に、先程高橋さんからございましたように、JICAのその後、色々な付近において、それぞれJICAさんがどういう位置付けにあるのかということをごきちんと認識した上で、手続きなり、しかるべき形のガイドラインをお作り頂きたいと思っております。それからガイドラインにつきましては、おそらくNGOの方々世界銀行の実行指令書のようなものまで考えておられると思っておりますけれども、こういったものを、ガイドラインとして認識するのか、ということにつきましても議論をしていかないと、まとまらないかなというふうに考えている次第でございます。当事者主義につきましては、私自身個人的に、昔世界銀行でエコノミストをやっております、融資をしておりました。西アフリカのフランス語圏だけ対応致しておりました。まず、当事者主義でございますが、ガーナという国に、ボルタ川のダムがございます。ダムを作った為に、川の代謝供給が落ちまして、隣の国のトーゴでは、海岸侵食が非常に発生するわけですね。そのために、一生懸命国際機関も合わせまして、援助をして、海岸の浸食

防止をしているということでございます。こういった広域的な視点にたつて、環境問題につきまして、しかるべき対応を考えていくのが、援助国としての役割ではないかという風に思います。もう1点、パブリシズとの関係につきまして、英語でという話が石田さんからございましたけれども、西アフリカにおいて英語でいくらピーアールしても誰も分かりません。現地の人間、フランス語さえ分かりませんので、やはり現地主義で対応していくべきではないかと思っております。以上でございます。

- **國島委員長** はい、ありがとうございました。次は伊藤委員お願い致します。
- **伊藤委員** 国土交通省の伊藤でございます。先程藤森委員のほうからご紹介をいただきましたとおり、私国土交通省で、運輸関係を担当しております。実際の国際協力の現場では、外務省さん、JICAさん、JIBCさんと一緒になって、私共の立場で貢献できるところを、いろいろ貢献させて頂いているということになろうと思っております。私共の省と致しましても最近環境問題、こういうものは非常に重要な問題であろうという風に思っております。これについては、是非とも案件の形成等を含め、色々な面で力を入れていきたいなという風に思っているところでございますので、この会議での議論、いろいろと参考にさせて頂きたいと思っております。本委員会を、そういう意味で、意味のあるせっかく集まって頂いた方と一緒に、具体的な成果に結びつけていくという観点から、今の段階でいくつかお話ししたいと思います。一つは、最初にちょっと質問の形で申し上げましたが、意見として申し上げるならば、具体的に何が問題であるのかということ、ベースにして、しっかり実務ベースを踏まえた形の話をしないと、なかなか本当の意味で意味のあることにならないなという風に思っておりますので、いってみれば、具体的な事例とか、やっぱり皆意義が共通で、頭に思い描けるようなものをベースに色々と議論して頂きたいというのが、1点目でございます。それから2点目は、何人かの委員からでてると思いますが、経済協力というのは、いくつかのシステムが有機的に繋がって、全体で一つになっていると、例えば、開発協力が、そのあとで円借款に結びついたり、それを横から技術協力で専門家が派遣されてサポートをしておったり、もしくは、案件形成の前段階で専門家がいたり、色々な場面で、色々なスキームがでてくると、そういう風な関係にございますので、そういうことを考えますと、スコープは全体的に広く、まさに視野を広く取って頂いて、そういう援助の一連の流れ全体の中を踏まえて、それから多くの登場人物がでますので、相手国政府でありますとか、JICAでありますとか、現地の大使館でありますとか、色々な者が関わりますので、こういういろんな関係者の動きを頭に入れて、誰がどういうアクションを起こすのが、もっとも適切かという議論をすべきだと思っております。そういう意味では、スコープは広くと。ただ、その一方、これと相反する要請で、本委員会、ある程度時間の限りもありますし、多くの委員皆さんに発言して頂く必要がありますので、そういう意味では、委員会のマンドートをはっきりさせておく、どこに我々は議論をコンセントレートさせていくのか、という点をはっきりする必要があるのだらうと。これはJICAさんが作られますので、

常識的に考えますと、JICAさんのガイドラインの範囲、つまり資料の4にあります、網掛けをした部分をどういう風にしていくのかというのが、常識的なラインであろうと思いますが、私共いろいろ外務省さんも呼びかけに応じまして、色々な場で、技術協力全般どうするのだとか、いろんな改革について話合う場を、色々持たせて頂いております。そういう関連もありまして、本委員会は、どこをどうマニフェストとして与えられるのか、これは最初の段階で早く整理しといて頂ければ、非常にありがたいと思います。以上です。

- **國島委員長** はい、ありがとうございました。では次、小川委員をお願いします。
- **小川委員** 環境省の小川でございます。環境社会配慮は、国際的にも、国内的にも非常に今進んでいる分野でございますので、JICAさんで、こういった国際レベルに合った十分な環境社会ガイドラインを作って頂きたい、というのがまず希望でございます。その中で環境について言いますと、これまであまり環境配慮などでは扱われなかった地球規模の問題、それから生物多様性など、非常にテクニカルに難しい問題もございますので、この辺も十分スコープに入れてやって頂きたいというのが希望でございます。それから作業のテクニカルなスコープのことで、すでに何人かの委員からご指摘があったのですが、JICAのスキームというのは非常に幅広いものでありまして、その中でJICAが持っている役割というのはそれぞれ異なりますので、それぞれ頭に整理して、何がJICAとしてやるべきかという見取り図を書いてから議論をしないと、非常に混乱するのではないかと考えております。例えば、JBICさんに多いのですが、案件を採択するかどうかという審査をする、チェックをするというのがあると思います。それからここに書かれている、資料5にありますように、相手国の政府に対して、いろいろ技術的に支援してあげるという機能もあると思います。さらに、ここではあまりできてはいないのですけれども、開発調査のような場合、あるいは技術協力のような場合、実際に事業計画を作ったり、それを実施するところまでやるという機能がありますと、まさに、事業者、本体としての立場もJICAとしては場合によってはあるのではないかと考えております。それによって、それぞれ環境配慮について、果たすべき役割が異なりますので、そういう役割の整理を十分して頂きたいと考えております。それから、内容のレベルにつきましても、開発調査で、マスタープラン的なものを作るのか、それともほんとに個別の事業計画的なものをアウトプットにするのかによって、そのプロセスで求められている、環境社会配慮が全く異なりますので、その辺の整理もまず大前提としてお願いしたいと考えております。第3に、今の時点でいくつか重要と考えることを紹介しておきたいと思います。一つは、JICAさんの特徴と致しまして、早い時期から案件形成に携わる機会が多いということがありますので、事業ベースのアセスメントだけではなくて、もっと早い時期から環境社会配慮をいれるということも、積極的にやって頂きたいと思います。それから、意思決定につきまして、情報公開の問題が指摘されているのですが、それだけではなくて、幅広いステークホルダーを意思決定自体に関与

させていく、参加させていくということが重要ですので、この点についても含めて頂きたいと思います。それから、環境社会配慮を計画段階で色々いれましても、それが実施されないと意味がありません。この点 JICA さんの場合ですと、開発調査までやって、それを実際実施するのは、JBIC の融資で現地がやったり、あるいはぜんぜん違う機関がやったりということで、困難があると思いますけれども、それだけに、実施にどういう風に環境配慮を反映させるかということ、十分検討頂きたいと思います。それから、さらに後になりますけれども、事業実施段階でのモニタリングフォローアップ、こういう点についても、十分スコープの中に入れて頂きたいと思います。最後に議論の進め方ですけども、内容がこういう風に多岐に渡りますので、できるだけ早くということについては、私もできるだけご協力をさせて頂きたいと思いますけれども、十分な議論を尽くして検討して頂くということ、是非お願いしたいと思います。

- **國島委員長** はい、ありがとうございました。最後、お待たせ致しました。田中委員、お願い致します。
- **田中委員** 私のほうは、国際協力専門委員として、現場で環境アセスメントの支援の業務を、コンサルタントの方々とやっている立場から、少し実際の住民参加の様子をお見せしたいと思って、この映像持って参りました。これは、四年前に私が担当しました、タイ北部の大きな導水計画のプロジェクトで、住民参加をどう実施していくかということで、先方実施主体と協議しまして、プロジェクトが行われる予定地域の市役所で NGO の方も入って議論をしているところです。ここではやはり、プロジェクトの必要性、妥当性というのが非常に大きな議論の的になりました。こういった、大規模なプロジェクトの場合に、先方の実施機関もなかなかこういった、公聴会というのをいままでやったことないがないというようなことがございまして、私達もできるだけ、こういった支援をこれからしていかなければいけないと思っております。それから、実際に構造物が作られる可能性のある地域で、農民の方々がこの村のお寺に集まりまして、プロジェクトそのものよりも、村の過去、現在、そして未来について、開発をどういう風に考えるかというのをここでやっているシーンです。これは実際には、タイのチェンマイ大学の社会科学研究所チームに、JICA の調査団のお金の中から、外部再採択という資金を出しまして、社会科学研究所チームの方々がその現場でこういった集会を開いて、人々の意向を汲み取る地道な作業を少しやっているシーンです。タイのバンコクからも、関係の事業実施主体の省の方、それからタイの環境省の職員もこちらに来ました。今日ご議論を聞かせて頂いておりまして、大事なポイントは、まず環境アセスメントというのが、先方政府の制度上の中で動いている制度だということ、事業実施主体はあくまでその先方のカウンターパート機関であるということです。したがって、JICA としては、そこをできるだけアセスメントの支援をしていくと。それから 2 点目は、メリハリをつけるというのが大変大事だと思いますし、特に開発調査の中で、大規模なプロジェクトに対して、どの段階でどういう配慮をしていくか、これの一番大事なのは、実は今のケ

ースは、相手国がフィージビリティスタディのもう終わりの段階で、アセスメントも終わってしまいましたという段階で、私共はこれじゃやっぱり駄目ですよ、もう一度原点に戻るべきだというようなことでやったケースでございました。そういった出戻りがないようにするには、どうしたらいいかというようなことを、是非この委員会でご議論頂きたいと思っておりますし、私も現場の立場から発言させて頂きたいと思っております。

-----◇-----

- **國島委員長** はい、ありがとうございます。ちょうど1時間くらいでみなさんのが終わりました。ありがとうございます。あと30分今日時間があるのですが、今のまず委員の中の方で、どうしてもあと1,2分追加したい、そのあと、ちょっとオブザーバーの方に少し時間を取って、意見を伺ってみたいと思うのですが、どうしても1,2分私は追加したいというのがございましたら……。川村委員からお願い致します。
- **川村委員** 非常に簡単なことなのですけれども、私達の方で提案した内容について、どのようにご確認頂けるのかという、その道筋をお知らせ頂きたい。
- **國島委員長** これは今日の総括的な議事録の中にそのまま全部組み入れると思っております。
- **川村委員** 議事録というか、具体的に進め方について提案させて頂いておりますので。
- **國島委員長** それはちょっと、後程、私の方から案をお話させて頂きますので。
- **高橋委員** 2点ほどあります。一つはやっぱりその、上流の政策との整合性というのが、やはり気になるところで、確か沼田委員の方から、ODA大綱の見直しが進められているけれども、あまり接点はないのではないかというお話があったと思うのですが、私は必ずしもそうではないと思っております。ひとつはやはりその新しくその独立行政法人化したJICAの中に、「復興」という言葉が入っているように、今後のJICA業務の中で平和構築とか紛争という問題への関わりっていうのが大事になってくると思っております。この委員会で検討するのは、環境社会ガイドラインでありますけれど、その「社会配慮」というのを捉えていけば、紛争を助長しないという、紛争への影響関わりというのが大事な側面になってくるだろうと思っております。ODA大綱の見直し議論が進められていますが、聞くところによると、そのある種軍事転用とか、原則の部分が少し今変わろうという風なことも聞いております。そうなりますと、やはりここで議論するこのガイドラインが、逆に制約要因としてどう働くべきなのか、つまり理念とか原則ということが大事になってくるかと思っております。私としては、大綱を見直すのであれば、逆にこちらで平和配慮ということも含めて広く社会配慮のありかたも議論して頂きたいというのが、1点目です。2点目は、そのJICAのガイドラインがカバーする範囲に関して、先程小原課長様の方から、外務省の方でも同等な無償資金協力のためのガイドラインを検討中だというお話があったので、もしそれが今進められているのであれば、それも是非、公開性の下で、こちらの進捗状況と合わせながら、整合性を図っていくように配慮頂ければと思っております。

- **國島委員長** はい、ありがとうございます。他によろしゅうございますか、委員の方々。原科先生、どうぞ。
- **原科委員** 一つだけ申し上げます。期限のことで行政の方、皆さん殆どの方、期限3月守ってくれと、行政の方、当然ですよ。ですが、私は期限をつけなくていいと言っているのではなくて、3月の締め切りというのはあまりにも時期が短すぎる、時間がね。だから、3月ではなくて、来年の8月とか9月とか最低7、8ヶ月はないと、まともな議論ができないという風に申し上げたわけで、期限は必要だと思います。期限が必要ではないと言っているのではなくて、長さが短すぎると申し上げております。例えば、田中恵一さんが、最後に住民参加でご紹介になりましたが、もう一人ほかの田中さん長野県知事の康夫さん、彼が住民参加、私これまでやっておりますけれども、この合意形成大変なのです、紛争状況で。しかし、政策段階、計画段階、基本的な議論は、私がずっとチェアやってきまして、8ヶ月で終わりました。8ヶ月ですよ、8ヶ月16回ぐらいになるのです。それぐらいで終わるのですよ。そのぐらいで期間取れば、そんな紛争状況でやっても、あるところ落ち着くところに落ち着くのです。今続きをやっておりますが。そんなことがありますから、4ヶ月ではいかにも短いのですが、せめてその倍の8ヶ月ぐらいの期限であれば、可能性はありますよと申し上げているので、期限がいらなとは申し上げていません。
- **國島委員長** ありがとうございます。次にオブザーバーに行きますので、ちょっとお待ち下さい。はい石田さん最後に。
- **石田委員** 進め方に関してなんですけれど、皆さんのご意見で、大変、期間が短いというのと、問題点が分かりにくいというご意見が一杯あったと思うのです。私ももっと勉強したいと思っていますし、JICAの複雑なスキーム等色々あると思いますので、提案なのですけれども、第二回目は、やはり、当初の案ですと、ガイドライン案の検討ということになっていたと思うのですが、まず、第二回目は、もっとゆっくりJICAのスキーム等、今後の進め方に関して、今日の積み残しと、あとJICAのスキームと問題点の勉強会という形にしてはどうかと思います。

-----◇-----

- **國島委員長** ありがとうございます。それでは、オブザーバーの方、どなたか、委員と同じくお一人3分ということで。先程、松本さんはいらっしゃるのですか？指名して申し訳ないですけど。いや、嫌でしたらやめて頂いていいのですが。どうぞ、3分。
- **オブザーバー：メコン・ウォッチ 松本様** メコン・ウォッチの松本と申します。どうもありがとうございます。いくつかあります。ただ、大きな意見は委員の中から出てきていると思いますが、まずJBICの環境ガイドライン統合のプロセスから学ぶ的等ペーパーを1枚用意してきました。今日のNGOのペーパーの一つの付属の文書です。大体のことは既に述べられていると思います。私、重要だと思うのは、やはり毎回の議論を流さずに、しっかりと止めて、課題は何であったか、持ち越したことは何であったか、

答えられなかった点は何であるかということをしちんと毎回やるべきだと、そういう風に思います。それがないと、話放し、言いつ放しで終わってしまうし、その積み重ねが JBIC の環境ガイドラインの一つの成果になったという風に思っています。それからもう一つ、討議事項ですね。事前に公開してほしい。これは次回何を話すかということをし、しっかりと事前に公開することで当日参加者が、情報公開に非常に興味のある人、あるいは知見のある人が、今回は情報公開ならば行こうということが出来る訳ですね。従いまして、やはり事前に何を次にするのかということをし、ちゃんと前にお知らせして頂きたいという風に思います。現在 JICA のホームページでこのガイドライン改定委員会を探すのは、極めて大変です。もうちょっと調べ易くして欲しいです。それから内容的に先程田中さんからお話がありましたけれども、タイ北部導水プロジェクトについては、JICA は確か初期環境評価のレビューを担当している。つまりもっと前の段階で、対応しようと思えば出来たのです。タイ政府だけの問題だけではないと思います。そうやって考えるとやはりマスタープラン、あるいは FS という段階から関われる JICA は、JBIC にない、別の意味での環境社会配慮の方法が必要だという風に思いますし、そこが今回の改定委員会でも一つの大きな議論のポイントかなという風に思っておりますので、是非ですね、吉田委員とか、木下委員等から出ているように、これまで出てきた問題点についても、JICA 側あるいは NGO 側からちゃんと問題点を出し合うというようなプロセスも時間をかけて行うべきだという風に思います。それと JBIC の環境社会配慮ガイドラインを作る中で一番重要だと思ったことの一つは、JBIC の仕組みが分からないと議論が出来ないということでもあります。現在ももめているのは、実は JBIC の意思決定がいつなのかということにおいて、一つもめている事があります。そういうこともあって、これも高橋委員、あるいは藤森委員の方から出ていましたけれども、この資料 4 をもう少し噛み砕いて、もう少し詳細な環境社会配慮のフローというものを作って頂きたい。要請を受けたあと、JICA 側の中でどうやってスクリーニングするのか、スコーピングするのか、あるいはその場合現地の住民参加は今どうなっているのか、現地の情報公開はどうなっているのか、マスタープランではどうか、フィージビリティスタディではどうか、そういうことを皆さんがわかるような形で、やはりまとめて頂かないと、今色々質問が出ている点に適切に答えられないのではないかと思います。最後になりますが、私はやはり JICA が作ったマスタープランは、それは悪用されたのかもしれませんが、それが元で問題になったプロジェクトがたくさんあると思いますので、是非気を引き締めてこの会合に関わっていきたいという風に思っておりますので、宜しくお願い致します。

- **國島委員長** はい、どうもありがとうございました。他にどなたか・・・どうぞ。
- **オブザーバー：国際協力専門員 山田様** 国際協力専門員の山田と申しますが、これは事務局を支援する目的で、ちょっとクラリフィケーションをお願いしたいのですが、資料 5 の (3) で、先程委員の先生方々から既に指摘があった点なのですが、さらにちょ

っとクラリフィケーションをお願いしたいのですが、事業の各段階において、案件の中止を求めるとありますが、この事業が何を意味するのか、私は当然 JICA の行う技術協力事業を意味しているのだらうと思う訳ではありますが、これをそのまま呼びますと、例えば JICA が道路建設のフィージビリティスタディをしますと、そして先方の JICA が支援した機関が、資金繰りをして道路建設プロジェクトをやって建設工事をしましたと。その過程で住民移転の問題が出て、非常に問題になったと。その場合、JICA がその道路建設工事をやめろという風に、先方政府と外務省に中止を求めるといように理解される方もいると思うのです。そうではないと思うのです。それが一つです。もし私の言うように、この事業というのは JICA が行う技術協力事業。要するにフィージビリティを策定すると。その過程で、例えば環境配慮において、先方の機関に技術移転をしたり、もちろん道路建設の技術移転をします。そういう技術協力の段階でという風に解釈していいのか。もしそうだとすると、最後の方の案件の中止を求めるとい言葉が解せないわけですね。これは JICA が実施しているのであるから、その自分が実施している事業を、要するに止めたいわけですね。ですから、それを先方政府とか外務省に求めるのではなくて、JICA がそういう技術協力の段階で最善を尽くしても、先方政府が何かの理由で例えば環境配慮を無視しようとする。それから大量の住民点が起こるような事業をやろうとするという場合に、JICA がその協力業務を中止する仕組みは何か検討したいと、そういうことだと思っておりますが、ちょっとクラリフィケーションをお願いします。

- 富本 それではお答えして宜しいでしょうか。この表は実は私が作りました。私は、開発調査も無償協力も技術協力も全部過去30年間担当しておりましたけれども、そういった意味ではより詳細な表にして、是非ご説明していきたいと思っておりますし、また各部の部長さんの方もいらっしゃるの、次回以降そういう議論ができればいいと思っております。今の山田専門員のご説明については、この事業というのは JICA 事業に特化しておりますので、他方プロジェクトとかいう意味では、この技術協力から無償資金協力まで一つの過程を全部カバーした場合、あるいは有償資金協力を全てカバーした場合のプロジェクトという言い方もありますし、色々な用語がございますが、その辺もより明確にしていきたいという風に思っております。相手国政府ないしは先方政府に対して中止を求めるとい意味は、技術協力については JICA 独自の判断もあろうかと思っておりますけれども、当然のことながら、主幹官庁である外務省の指示もございますし、相手国政府があることですから、JICA 独自で決めるという訳にはいかない場合も多いということから、こういう表現をしておりますが、我々の心は、途中の段階でももし非常に重要な影響、社会環境影響がある場合には、それをできるだけ回避するというような措置を取る為にはどうしたらいいかということのを是非この委員会でお考え頂きたいと、我々はそれを JICA の具体的な事業の中で、どういう風に取り入れたらいいのかという事については、また具体的にお答えしたいと思っておりますし、その上で色々ご意見を伺いたいという

主旨でございます。

- **國島委員長** ありがとうございます。どなたか、どうぞ。前の方どうぞ。
- **オブザーバー：海外協力室長 高木様** 林野庁の海外協力室長の高木でございます。委員の皆様方のお話を伺っている中で、ちょっと私なりに思ったことを遠慮なく言わせて頂きます。吉田先生の意見にちょっと近いのではないかと思います。今後このガイドラインにつきまして、開発調査のみならず、技術協力とか無償資金協力へ拡大していくわけでありまして、私も実は林業担当ですから、林業の平成5年につくられたガイドラインを重たい思いをして持ってきたわけでございますけれども、10年近くやられた中で、その一定の評価、どういうその環境配慮ガイドラインがどういう成果があったのかというのを一度、評価する必要があるのではないかと。その上で、技術協力なり無償資金協力にどういうふうにインプットしていくかということが、大事なのかなと思うのです。それで、今後以降の会議の進め方になると思いますけれども、一度そのゼネラルなそういう評価というものをひとつつけるのではないかなと。そうでないと単にこうやってきたものが、ただ継続性なしにまた対象範囲を拡大していくような気がしてならない。そんな感じが致します。
- **國島委員長** ありがとうございます。どうぞ、後ろの方。
- **オブザーバー：メコン・ウォッチ 大橋様** メコン・ウォッチという NGO の大橋環です。今後環境社会配慮ガイドラインを作り上げる時に、ジェンダーという点が多分出てくると思います。このジェンダーの視点をもって委員構成が行われなかったのではないかなと思っています。今日の議論の中で、委員構成のことが話されたので、今後構成に関して議論を進展するなら、ジェンダーバランスも是非取り組んで頂ければと思います。

-----◇-----

- **國島委員長** ありがとうございます。私、委員長の不徳の致すところでこの件は、ほとんど考えておりませんでした。すみませんでした、それは。他に何かございますか。何かありましたら・・・ひとつだけ先程の委員の方から進め方について、皆さんのご意見について、委員長として今までどう思っていて、今どう思っているかについて、お話ししますと、実は私、冒頭の委員長のご挨拶をさせて頂いた時に、極めて難しく重要なことで随分考えた。色々な理由があったことのひとつに、お願いに来られました JICA 当局の方が、来年の3月までに一区切り。非常にこういう重要なことをまとめる委員会の委員長というのですか、議長ですか、とにかく取りまとめ役をとということであったので、それはいくらなんでもね。話を聞いたのが、10月とか11月とか、要するに一年も前の話ではないので、それはいくらなんでもたくさんの税金を使って、色々な国の関心があり、色々な問題があることを、基本的な方針というのですか、網をかけるようなことを、それは無理じゃないかと思いました。せめて、我々の社会にとって、国家のビジョンというのが、ほぼ色々な意味で、みんなで共有するものがあるって、それに基づくその教育のビジョンだとか、農業のビジョンだとか、インフラ整備のビジョンだとか、外

交のビジョンというのがさらに国民の共有するものがある、その下に例えば ODA というような大綱みたいなものが既に存在して、一方その色々な問題の事例がいくつか溜まっていると。こちらのその物の基本的な考え方がある程度文面として、明示的なものがある、それぞれの事例があれば、この事例をよく検証して、そういうことが起こらないよう手を打つような JICA という組織の仕事をする範囲での ODA のことに対する環境社会配慮ガイドラインということならば、ひょっとしたら 1 年以内で、先程原科委員が 8 ヶ月であるとおっしゃいましたが、そのオーダーで出来るかもしれない。しかしそれにしてもちょっと短いということをお返事致しました。ただ一方、非常に大事なことです、色々な問題が起こっている、それから原科委員とどなたが、第二次答申というのですか、すでに事前に色々な形で活動されている。蓄積が一定の範囲ではあるという言葉が状況を鑑みて、とにかく目標は 2003 年 3 月ということで一区切りに考えてやります。そこで先程の、沼田委員が、委員長は人、物、金は委員長の勝手だというのが、そこまで必ずやりますと請け負える気持ちにはなれなかったのです。それで、ちょっと品のいい返事の仕方ではなかったのですけれど、敢えてそんな言い方をした次第であります。本日色々な委員の方が、それじゃ時間が短いよと言って頂いているのを聞いてですね、私だってそう思っていた訳ですから、そりゃそうですよと、なんとなく心が安らいだような気分にはなったのですが、やはり色々な国内外から日本の外交政策の重要な JICA の活動の、基本方針を出来るだけ早く明示的に世に発信させるということは、当然目指すことでありますので、私として今申し上げられるのは、依頼を受けた時と同じで、とにかく 3 月を目標に一区切りする事を目標にやります。但し拙速であったり、どうしてもその時無理矢理にでも形つけるようなことは、はなからやる気は全くありませんということです。是非皆様からの色々な議論をよくすり合わせ、色々な情報をなるべく早くだして、みんなで情報を共有し、出来るだけ早急に議論を十分に進める努力は委員長としてしたい。ですから、逆に委員の皆様方にも先程ちょっとどなたかご意見がございましたけれど、大変恐縮なのですが、色々な資料を是非ともお忙しいのはわかりますが、是非お読み下さいとか、是非ご覧下さいと、あるいはこういう事については是非ある時期に意見を頂きたい。そういうことは、外務省や JICA 関係の委員会のペースというのをよく承知していないのですが、私がイメージしている通常の委員会のその委員の方々、あるいは事務局の方々をお願いするロードよりは、少しといたしますか、かなり増やす形で出来るだけ進めて、それでも 3 月までに一区切りつかないようであれば、それはもうそれで、私としてはもう 2 度と、もう JICA も外務省も私に委員長を頼みにこない。それで結構であるというふうに思っております。そういう意味で冒頭、出来るだけ、皆様のご意向は十分に斟酌します。しかし、是非まとめて頂きたいということも言わせていただいたと考えております。もう一つは、公開のやり方については、色々皆さんからご意見頂いたのですが、私がこう考えていたことと何も違いはない。それは私の誤解なのではないでしょうか。今こうやって、これからパブリックコメントとして、議論をま

とめてというふうにして、だいたいこんな感じで皆さんにそれぞれの議論、例えば今日出して頂いたこの意見書は、どういう形で本日の議事録とか一緒にすりこまれるというのは、10日後にならないとちょっとお見せできません。それだけはちょっと10日待って頂いてご覧になって頂くしかないので、それ以外についてはだいたい透明性、公開性については同じと思います。議長とか委員長というのは、それは議長がいいというのであればそれでも結構です。私自身は、委員長は先程のような理由で引き受ける自信はあったのですが、議長は、正直言ってその定義もあるのですが、あまり自信はなかったのです。といいますのは、松本さんが書いていただいたように、議長の役割は、論点の整理や議論内容の明確化。ですから、全部の事を私がこうやって、公平に平等に見なきゃいかんということになります。とてもそこまで私は、能力が十分にあるという自覚がなかったものですから。それでも議長的な役割をしなければならないであろうということで、先程申しました、議論・論点整理システムという事で、コンピュータの利用を、JICAの事務局に是非取り入れて下さい、それとともに私が議長の役割も精一杯やらせて頂くと、そんな感じで考えていた次第でございます。はい、どうぞ。

- **原科委員** 私は委員長よりも議長という表現のほうがよろしいと申し上げました。この発言ではずっと委員長と申し上げてきましたけれども、委員長というのはまた違う意味をもってしまいますからね。それで例えばこれはJBICの時も、環境社会配慮という表現ですね、環境社会配慮ということで我々研究会に報告書を出しました。ガイドラインを作る段階で私はフォローアップ委員会の委員長ということで、ガイドラインづくりについてずっとお付き合い致しましたけれども、そのとき環境社会配慮、社会が落ちそうになったのですよ。環境配慮だと。環境社会配慮という表現を使うか、環境配慮を使うか随分違ってくるのですね、意味がね。それを十分議論しまして、やはりその中身をきちっと表現したいということで、環境社会配慮にこだわったのです。お配りしたこの資料も、環境社会配慮と使っていますよね。この座談会の中には環境社会配慮から社会が落ちそうだったので、どうしようかという議論もしています。それを議論して雑誌にも載ったので、JBICも考えてくれて、環境社会配慮という表現をしてくれたと思います。ということで、今回の主旨で言えば、やはり議長という表現の方が私はこれから先考えますと、いいのではないかと思います。もし委員長がそのようにお考えなら、是非議長という表現に変えていただいたほうが・・・
- **國島委員長** 私はどちらでも結構です。あと残り時間が少ないのですが、私今日、正直言いますと、一回議事録のまとまったものを見てから本来は決めたいのですが、一応仮に、次回以降、最低次回何をやるかについて申し上げます。ひとつはやはり先程の資料4に基づいたJICAの仕組みの実際の活動について、やはりもうちょっとそのご説明とか理解を、具体的に環境社会配慮が必ずしも十分でなく、あるいは全くなくて、まずい事例、問題になった具体的事例ということの紹介も含めて、ひとつでもふたつでも、委員の中からは是非こういう事例は、この委員会で、JICAの今いった仕組みとともに、

事例として共有して、あるいは知っておくべきであるということがございましたら、是非事務局の方へお申し出頂きたい。それが1000個もあったらとても全部は議会では出来ないですけど、いくつかのものとというようなことについて、まずそれを紹介するというのに時間をとるといふことにしたい。それからもう一つは、この次の予定は12月18日ですから、本日の議論の結果あるいは、本日以降なるべく外へその公開した時のレスポンスの状態や何かが出てくると思いますので、それをまとめた表の結果が出ます。それについては、議長として、是非みなさんに見て頂いて、これにのっかって今公開するとか何とかはそのまなのですが、まとめ方や議論の集約の仕方もひとつの提案をさせて頂いて、それを見て頂きたい。もうひとつは、それでいっぱいかもしれないですけど、事務局の方には、今日JICAとしてガイドライン改定、2003年の3月までか一年後か別にして、とにかくそれは作ることにについては、それについては皆さんご異論ないかと思えます。今日の資料の5で1から6まで、とにかく本日の時点での色々な基本的な考え方を議論してきたのですが、多分今日色々な委員の方のご意見を拝見しますと、これにプラスになるご意見と、対論の意見、それから賛同のご意見と、色々なタイプのご意見があったと思いますので、それを全体的に取りまとめて下さい。本日の皆さんのご意見は、ホームページに意見書き込めるようになっているのですか？それはいつからなるのですか？10日後にはなるのですか？必ず。10日後には、だいたい今のこの議事録を読んで、色々なものが書き込めるようになりますので、次回までは間隔は短いのですけれど、短い間でも何かご意見も含めて、差し当たりこういう箇条書きでもいいし、前書きみたいなのでもいいし、あるいは項目書きの全体的な構図でも何でもいいのですけれど、今までのご意見と、先程の資料3でご紹介頂いた今までの色々なご検討の蓄積と、頂いたご意見の取り入れとを、できるだけ次回の委員会の直前まで、諸々なコメントを斟酌した案を、文書の形でも項目だけでも何でもいいのですけれど、今日の議論の延長線上で見せて頂きたい。できたらで結構ですけど。メインはやはり次回は先程のJICAの仕組みが、具体的な事例、それから環境社会配慮の今までの問題の実例という、そのキーワードが一方にあって、それから今後の大枠というのですか、現時点の基本的考えみたいなものを見せて頂きたい。何かございましたらどうぞ。はい、どうぞ。

- **川村委員** すみません、すでに答えていただいたのかもしれないのですが、我々が提案した点で確認したい点があります。これは恐らく単に、先程國島先生がおっしゃったように、単にこちらの考えもそんなに離れていなくて確認だけということだと思っておりますが、我々が出したペーパーの2枚の、最後。本委員会の目的達成のためになされる委員以外の参加者の発言・文書配布については、委員の発言と同様に認めるという原則。これは基本的にはOKですよ？
- **國島委員長** ええ、今オブザーバーがですからやっていただいたことと同じです。
- **川村委員** ええ、すでにやっていただいておりますが、確認ということ。

- **國島委員長** ですからここにきていただいたオブザーバーで、勝手にわーわー言われるのは困りますけれど、ちゃんとその場所と時間をとりますし、それからもうひとつは、議論集約システムです。ここにいて発言された方の意見の特定度、なんといいですか、持ち合い方の度合いも、ホームページから書き込んだ、意見の持ち合い方の特定の度合いも違いはありません。それを出来るだけ同じように、意味のある意見内容は、同じシステムというか、場といいですか、プラットフォームに組み込もうという、そこが私の昔からの夢だったのです。それがここでは出来るのではないかと思います。
- **川村委員** それからもうひとつ、これはむしろ確認というよりも、論点として整理しておきたいということなのですが、パブリックコメントの受付についてです。これまで最初に確認させて頂いたように、ここでの成果物というのは報告書である、その結果、ガイドラインが生まれるのだということですよ。JICA のほうでガイドラインを作成するということですよ。それ以降、ガイドラインの案について、公開の場でのパブリックコンサルテーションが必要だと考えます。この場は一応委員がやるというふうになっておりますが、そうではない、本当のパブリックの場というのを設けるべきではないかなというのが私たちの提案です。
- **國島委員長** それはそうですね。我々も必要なのかもしれないね・・・
- **川村委員** その論点の確認だけ、とりあえず今ここで結論というのは無理ですので。
- **國島委員長** それでですね、今のご意見に関連しては、本委員会の目的というところで・・・先程のいくつかの委員で、本委員会のオブリゲーションをはっきりするように、目標をはっきりするように・・・必要な助言を行い、当ガイドラインを策定に貢献することを目的とするという事です。
- **田中委員** 国際協力専門員の田中ですけども、まずここで議論するのは何かという点につきまして、私が思っていることを申し上げます。JICA が20セクターについて環境配慮ガイドラインを作成して参りました。先程林業関係の環境配慮ガイドライン、分厚いのお持ちですけども、厚さにしたらこんな厚さになります。そこには技術的には環境アセスメントでやる部分は、ほとんど網羅されて技術的にはほとんど問題はありませぬ。ただ一部改定していく部分はあると思います。一番課題になっておりますのは、その中でこの10年の間に世界銀行なりJBICの皆さんなりが色々こう出しているガイドラインに合わない部分、これは計画アセスあるいは、もっと上位の話も入ってきますけれども、そういったものにどういふふうにあわせるかという議論をこの会合でおそらくするのだと思っております。それは今までの環境配慮ガイドラインにも理念が書かれておりますが、今の時代にあわせる為に理念編をここで議論して行くべきだと思います。それが例えば来年春までにきちんと出来上がるということであれば、そのあとの作業というのはガイドラインの細かなところはまた次のステップでやっていくことも可能だと思っておりますけれども、その理念を本当にどういふふうにしていくか、特にNGOの方々も関心が高いと思われます。その住民への配慮とか、そういったところを統一的にどう

していくかというところの議論であれば、私は来年の春に一生懸命みんなで協力し話し合えば、それは可能ではないかと思えますし、実際事業も動いていますので、やはりその辺も長く理念ということに絞るのであれば、そういった対応も可能ではないかなとそういうふうに思いますけれども。

- **國島委員長** 今のご意見も、そもそも何をすべきかという今のご意見の1つのご意見としてということです。ですからそれぞれの委員の方、次回18日までに、こうしませんか。パブリックコメントが入るのは10日後ぐらいですが、委員の方には、今日大変申し訳なかったのですが、全員の方に言っていたかかったので3分ということに致しましたので、個別の色々な意見等がございましたら、それは事務局あるいはないしは議長の私のところへ言っていただければと思います。少なくとも私のところに来たものは、必ず読むといえますか、見るようにすることはお約束いたします。何でも言って頂ければと思います。
- **原科委員** 今日の段階でひとつだけ、ちょっとモーションといえますか、動議を出すみたいになります。メンバーの構成に関して意見を申しあげましたが、これはやっぱりきちっと決めなくてはいけないと思いますけれど、2人NGOから増員をお願いしたいと思います。私は、先週海外出張から帰ったばかりで、29日付けでファックス頂いて、このメンバーの段階では、国土交通省の方二人とも名前が入ってなかったのですね。ところが今日このお二人は入っているのですよ。その間に。そのようなことから、今はまだ弾力的だと思います。これはバランスからいっても、やっぱりNGO2人くらい入らないと、これはおかしいので。今申しあげましたようにJBICのときの一番我々からみてキーパーソン、これにも出ていますよね。FOE ジャパンの松本さんと、メコン・ウォッチの松本さん。具体名をあげますと。両松本になりますけれども。こういった方を是非入れていただかないと、私はよろしくないと思います。これは今日決めていただきたいですね。
- **國島委員長** 先程冒頭申しましたように、委員の方をどうするかということについては、それぞれの立場の方がそれぞれの申し出をするのは、この委員会に限ったことではないのは当然のことなので、非常に難しい案件です。事務局が判断するという事ですが、私が委員長、議長という立場で最終的な委員の方を判断します。今日は、座席の配置も私がこれが一番活発な議論ができるだろうということも決めております。今のことは今この場で決めるにはちょっと私もすぐに答えられませんので、今のお申し出頂いたことはまじめに考えて取り扱うように致します。必ずしもご意向に添えるかどうかわかりませんが、前向きに考えますし、それから先程、ジェンダーの件とご指摘は、なるほど、はっとさせられたこともございましたので私、それもちゃんと考えたいと思います。
- **石田委員** 似たような点なのですが、議事録数日後に掲載されるということで、次回の会合の最初の部分で、今回から実際その議事録はどうだったかということですか、委員のお話もありますし、今後の進め方の詰め残しがあると思いますので、その点

について議論できる時間を・・・

- **國島委員長** 了解しました。事前にこう思っているああ思っているという、思っていることがございましたら、是非事務局か私のほうへどうぞ。ここでいわれると何かたくさん言われるので、私もよくわからなくなってしまうので、事前に言っていただくと大変ありがたいので、よろしくお願ひ致します。それでは、時間になったので・・・
- **鈴木** ちょっと事務局側から一言よろしゅうございますか。申し訳ございません。今色々な意見をということで事前にとということで、ホームページ上からまだ入っていけるシステムにはなっておりませんが、皆様に今回改定委員会の関係でご連絡をさせて頂いている、私ども企画・評価部の環境アドレスというのがございます。申し訳ございません。口頭で申し上げますけれども、jicapvg@jica.go.jp これが私ども環境企画・評価部のアドレスになっておりますので、先程出ました、議事録の掲載まで若干時間がありますが、ご意見ございましたら是非こちらの方にもお寄せ頂ければ。國島先生同様真剣に我々も拝見させていただきますので、是非こちらにご意見下さい。よろしくお願ひ致します。

-----◇-----

- **國島委員長** では時間もきましたので、色々この場でお申し残しもあるかと思いますが、今のような措置で出来るだけ皆様方のご意向を前向きにきっちり受け止めて、誠実に進めさせて頂きたいと存じますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ致します。事務局の方、ありがとうございました。それからオブザーバーの方もわざわざここへきて頂いて誠にありがとうございました。
- **鈴木** すみません。ちょっと事務的な連絡をさせていただいてよろしゅうございますか。次回会合は18日。
- **國島委員長** ここじゃないのですよね。
- **鈴木** はい、それをちょっと。
- **國島委員長** 市ヶ谷の近くの建物だそうで。
- **鈴木** 資料6にございます、市ヶ谷にあります、国際協力総合研修所の大会議室ということでございますので、お間違えないようお願い致します。
- **國島委員長** 学生並みに時間制限して、ストップウォッチをピコピコ鳴らして大変申し訳ございませんでしたが、おかげさまで大体の方からのあまねくご意見を聞かせて頂いて、委員長（議長）としては大変喜んでおります。次回もよろしくお願ひ致します。ありがとうございました。

午後十七時九分 散会